

2 平成27年第3回越知町議会定例会 会議録

平成27年6月12日 越知町議会（定例会）を越知町役場議場に招集された。

1. 開議日 平成27年6月15日（月） 開議第2日

2. 出席議員（9人）

1番 小田 範博 2番 武智 龍 3番 市原 静子 4番 高橋 丈一 5番 斎藤 政広
6番 岡林 学 7番 山橋 正男 8番 欠 員 9番 西川 晃 10番 寺村 晃幸

3. 欠席議員（なし）

4. 事務局職員出席者

事務局長 岡林 直久 書記 箭野 理佳

5. 説明のため出席した者

町 長 小田 保行 副町長 國貞 誠志 教育長 山中 弘孝 教育次長 上田 和浩
総務課長 織田 誠 会計管理者 大原 孝司 住民課長 西川 光一 環境水道課長 北添 太三
税務課長 片岡 洋一 産業課長 高橋 昌彦 企画課長 中内 利幸 危機管理課長 片岡 雅雄
建設課長 前田 桂蔵

6. 議事日程

第 1 一般質問

第 2 議案質疑（報告第 3 号～第 4 号、議案第 4 1 号～第 5 1 号）

第 3 討論・採決

議案第 4 1 号 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 4 2 号 越知町学校給食費負担金徴収条例の制定について

議案第 4 3 号 越知町介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 4 4 号 平成 2 7 年度越知町一般会計補正予算について

議案第 4 5 号 平成 2 7 年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第 4 6 号 平成 2 7 年度越知町水道事業会計補正予算について

議案第 4 7 号 平成 2 7 年度越知町下水道事業特別会計補正予算について

議案第 4 8 号 平成 2 7 年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 4 9 号 平成 2 7 年度横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について

議案第 5 0 号 町道の路線の認定について

議案第 5 1 号 町道の路線の変更について

第 4 発議第 8 号 地方財政の充実・強化を求める意見書決議について

第 5 発議第 9 号 「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める意見書決議について

第 6 発議第 1 0 号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書決議について

第 7 発議第 1 1 号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書決議について

第 8 発議第 1 2 号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書決議について

第 9 発議第 1 3 号 「国の責任による 3 5 人以下学級の前進」を求める意見書決議について

第10 発議第14号 越知町議会会議規則の一部を改正する規則

第11 議員派遣

第12 委員会の閉会中の継続調査

開 議 午前 9時00分

議 長（斎藤政広君）平成27年6月定例会開議2日目の応召御苦労さまです。

本日の出席議員は9人です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議 長（斎藤政広君）日程第1 一般質問を行います。通告順に従い3番、市原静子議員の一般質問を許します。3番、市原静子議員。

3 番（市原静子君）おはようございます。3番、市原静子、議長のお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

初めに、危機管理についてお伺いをいたします。ことしの4月より危機管理課が立ち上がり安心ではあるが、本町での目的と活動を聞くでございます。今、日本列島、地震、火山で大変に悲しいニュースが頻繁に起こっております。また、春にも珍しく台風ということで、非常に天気も荒れ狂っており、雨のたび土砂災害に見舞われております。本町は、幸いにも携帯電話にエリアメールでのお知らせが緊急時には届くようになっており、大変に役立っており、喜ばれております。最近、特にニュースのたびに危機管理の名前を耳にいたします。本町での目的と活動を細かく丁寧に教えていただきたいと思います。担当課長、お願いいたします。

議 長（斎藤政広君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）おはようございます。市原議員に御答弁いたします。近年の異常気象によるゲリラ的集中豪雨等による大規模な土砂災害や、今後予想される南海トラフ地震に対応していくため、総務課内に危機管理室を設置し、数人が兼務ながらも消防・防災の強化を図ってまいりま

した。今般、災害対策法を初めとする法令や、国や県の「土砂災害警戒避難ガイドライン」の改訂、防災計画の修正などに伴い、越知町においても消防・防災に関する業務が多種多様化し、業務量の増加が顕著となり、これまでの防災体制では対応が困難となってまいりました。全国的に総合的な危機管理体制をより一層充実強化することが課題とされておりまして、今後の危機管理体制を強化するために消防・防災に特化した危機管理課を設立したものでございます。危機管理課の今後の目的や活動につきましては、危機管理及び防災行政の総合調整、職員等の防災体制の確立や危機管理に係る調査研究及び企画、主なものはこういった内容になります。今までも、台風襲来時などでは職員等の配備体制は越知町の地域防災計画に沿いまして、各部・班の動員を行ってまいりましたけれども、即座に一人一人が初動体制をとれるよう、配備体制や分掌事務など、誰が、いつ、何をするか明確にするマニュアルの整備も必要と考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）3番、市原静子議員。

- 3 番（市原静子君）目的と活動等はお話を伺いました。ただ、大変に難しい言葉ですので、どういうんですか、わかりやすくというか、わかりやすく言ってくれと言っても大変に難しいと思います。ただ、私は、本当に越知町がこういった危機管理課ができたということは、防災について今後の不安の課題をなくしていただけるかと思えばうれしく思います。先日ですね、広島市安佐南区で大変な土砂災害がございました。今年の6月の7日、初めてのその防災マップ、これで訓練があったというそのニュースをですね新聞で見ました。その目的というか、その防災の訓練でございますが、自分たちの命は自分たちで守らなくてはいけないとの、お一人お一人の思いがあって行ったそうです。そのときに私が目にいたしましたのは、防災マップでございます。これからですね、こういった身近な地域での防災マップをつくっていただきたいということが提案でございます。というのは、やはり越知町におきましては大きな、どういうんですか、災害というか、津波ですね、そういったことは起きないだろうという気持ちはございます。ただ、土砂が崩れたりとかそういった、地震であれば家屋が崩れたりとか、そういった不安があると思うわけです。県におきまして、防災の99.9%まで頑張っていくというこの間のニュースも見ましたんですけども、越知町も本当に80%以上の自主防災ができ上がっていると思います。その中で、やはり個々の自主防災のできておるところには、おのこの命を守るための防災マップというものをつくっていくきっかけというものをつくっていただければ、自主防災のほうでその地域の人たちがですね、わかりやすく、大きな避難が必要であるのは皆さんは知っているんです。私たちが回ってお話を聞くとですね、町民センターというか、そういった建物のところは言いますけれども、そんなにも、そんなにもというか、集会所とか身近なところですね、そういうところの名前は出てこないのですね。だ

から、本当にお一人お一人が自主的に自分の身は自分で守るという、その気持ちを持つことがとても大事じゃないかと思うんです。だから、そういう形で、今後の課題といたしましては、地域での防災マップというものを個々に手渡して、おのおのが自分の命は自分で守るんだということを持っていただく、知っていただくということを課題の一つとしております。その点ですね、町長のお考えもお聞きしたいと思います。

議長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町長（小田保行君）おはようございます。市原静子議員の御質問にお答えをいたします。議員言われましたように、住民それぞれがですね、危機意識を持って、いざというときに行動ができるということが、もちろん職員の体制等も大事であります。しかしながら、自主防災組織もですね、100%ということで取り組みをしております、だんだんと防災組織もできております。今後ですね、防災マップの話もありましたけども、今、特に言われておりますのが、避難所に対してのマニュアルというものを作成してくださいということがありまして、県のほうもですね、それぞれ、うちでしたら仁淀川地域本部ですが、本部が主体となって、県のほうでもマニュアルをつくりましますので、市町村も28年度には準備してくださいと。つまり、住民がですね避難場所、それからいざというときにはどのように避難するのかと、そういったマニュアルだと思いますが、それをつくるということも上がっております。私も、せんだって高知新港で行われました県の総合防災訓練に参加をいたしました。その中で、やはり目にしたのがですね、行政、中でも消防ですね、それから消防団、自主防災組織、それから土木・建設業の業者、それぞれの連携した訓練が行われました。中でもですね、自主防災組織も消火の訓練とかをやってございましたけども、そういった意味でいうと、いざというときに、もちろん住民の行動もですが、そのときに民間の力も必要だということを実際に見てまいりました。そういったことで、危機管理課におきましても、じゃあ越知町ではどのような、避難にしてもそうですし、いざというときの対応、そこはきっちり確立をしなければならないと思っております。もう一つ、越知町はですね、市街地がですね、地震が起こった場合、火災が非常に起こるとい地域で、火災対策重点推進地域という中に入っておるようでございます。この市街地は、家がこれほど立て込んでおりますので、地震が起きた場合には、越知町は火災によって一番被害を受けやすいということで、そういった地震時の越知町の大きな課題もございますので、そういったことにも対応が今後必要だと考えております。危機管理課も走り出したところでございます。そういった県とのですね連携も深めながら、いざというときに対応できるという形を確立する課として進んでまいりたいと思っておりますので、今後いろいろと御意見をいただきながらやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

議長（斎藤政広君）片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）お答えいたします。先ほど議員から防災マップのお話が出ましたので、少し説明をさせていただきます。高知県が作成し、町より5月に全戸配布いたしました「土砂災害危険箇所マップ」等の活用につきまして、土砂災害危険箇所や避難所などの位置を知ってもらって、自分たちはどのような地区で暮らしているかを再認識してもらい意味からも、御家族や自主防災組織の勉強会等で活用してもらいたいと思っております。町としまして、勉強会等には参加していきたいと思っておりますし、避難所としている旧学校施設や集会所等の既存の施設を避難所としてこれからどのように活用していくかという検討が必要と考えております。それと、マップの内容につきましては、越知町の、開いてご覧になった方もたくさんおいでだと思いますけれども、越知町の土砂災害の危険箇所等ということで、土石流の危険渓流とか、急傾斜地とか、地すべりとか、そういうことが示されております。ただですね、その上にランク付けされる土砂災害の危険区域とか、その上にまだある特別警戒区域、こういう区域がございます。ただ、越知町で警戒区域は今のところゼロとなっております。これは、危険な箇所がないというわけではございません。この警戒区域というのは、土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域ということでございまして、県が危険箇所の現地調査を行った上で指定をすると、そういうことになっております。ただ、県にお聞きしますと、27年度は仁淀川町を今やっている最中ということです。越知町には27年度の途中から入りまして、28年、遅かったら29年と、そういうことで現地調査を行った上で、30年度に指定をするという予定でございます。これらが終わりましたら区域が限定されればですね、マップをそのとき作成して町民にお知らせすると、そういう流れになろうかと思っております。よろしく申し上げます。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）今の御説明をお聞きしましたら、一つ一つ解決に向けてですね取り組んでいるということですので、本当に安心をいたしました。こういったことはいつもいつもあることではないと思っております。備えあれば憂いありで、やはり越知町の安全・安心といえれば大黒柱である危機管理課になりますので、どうぞこれからもですね町民の、越知町の発展のためにも、安全に暮らしていけるためにも頑張ってくださいと思っております。応援をしております。

次に進みます。2点目でございますが、子どもの健康についてでございます。本町では、中学卒業まで医療費が無料で大変喜ばれております。高校生を育てる家族は、経済的負担が大きく大変である。高校卒業まで医療費無料に拡大はできないかでございます。この件は1年前にも一般

質問をさせていただきました。答弁では、今の事務局長が答弁をしていただいたんですが、全国では実施している自治体もあるが、県内ではないので、その状況を見て検討する。町内の高校生は130人ぐらいである。医療費助成は、安心して暮らせる環境づくりになるが、どこまで支援していくのか、総合的に考えなければならぬと御答弁をいただきました。本当にこれからの定住対策、子育て支援、これからの必須対策でございますが、取り組む問題となっておりますが、やはり中学生までの医療費のことです、声がちらほらとお聞きします。大変に喜びの、ありがたいという声が結構ございます。やはり、医療費と申しますか、国保の問題でございますが、議会の前にですね、住民課長のほうから大変にかかってくるというようなお話をお聞きしましてですね、ちょっと心苦しいかなと思いつつながら一般質問させていただいているんですけども、やはり子どもを持つ親御さんにとっては毎日毎日の生活が大変でございます。その上で、やはり越知町の財政の中で少しでも助成ができるものであれば、やはり訴えていくべきだと思っております。皆様の声を上げていくというのが私の仕事でございますので、ぜひこの件もお聞きしたいと思います。説明をよろしくお願ひします。担当課長、お願ひします。

議 長（斎藤政広君）西川住民課長。

住民課長（西川光一君）おはようございます。市原議員にお答えいたします。まず、他町村の状況と試算を御報告したいと思います。高校生までの医療費の無料化につきましては、県内では今もどこも行われておりません。3月の高知新聞に、土佐町議会で町長が15年度にできるように前向きに考えるということが載っておりましたが、問い合わせたところ、6月議会では出ていないようです。全国で見ましても、全市町村の90%は中学生以下に対する援助となっております。越知町の高校生120人として試算してみますと、年間約250万円の経費が必要となり、平成26年度小・中学生の実績680万円を足すと930万円の予算が必要となっております。それと、先ほど国民健康保険のことをおっしゃられたのですが、医療機関に受診する患者数が増える、波及増と申しますが、それと解釈されまして、増えた医療費については国庫負担を減額するという国の措置があります。以上です。

議 長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3 番（市原静子君）説明はお聞きしましたが、です、ので医療費の無料はできないということでしょうか、お聞きします。

議 長（斎藤政広君）西川住民課長。

住民課長（西川光一君）すみません。町長がその件に関してはどういうふうにするのでしょうか。（「それで結構です」の声あり）

議長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町長（小田保行君）市原議員にお答え申し上げます。すみません。課長が問いの結論を言いませんでしたけれども、状況はそういう状況でございます。私としまして、中学生までにつきましては越知町もこれまで伸ばした経過もあってですね、非常に喜ばれておるといことは十分理解しております。その中で、高校生について今、数字的な話もありましたけれども、議員おっしゃられましたように、国保の負担のことで、それから国庫からその分、簡単に言えば削られるということもあります。それはそれとして、高校生に対する助成のあり方の中でですね、医療費が無料化というのも1つの方法だとは考えております。しかし、今年度から始めました通学支援の助成制度もやるようにしました。これは今年度の実績によってやるようにしているわけですが、いろんな高校生に対する支援の形はあると思っています。高校生の今の数字で年間250万ということでありまして、仮にこの数字がですね、医療費補助にするのが一番高校生を持つ親にとっていいのかどうかということも、ちょっと私としては今回の御質問を受けてですね考えてみたいと思っています。なかなか医療費につきましては、当然保険の負担もかさむということもありますので、一定、教育委員会も含めてですね、今の高校生の家庭にとってどういった支援をしてもらったらいのかと。ちなみに、通学支援につきましては月2,000円ということにしております。その少ない、多いということで、なかったものが始まったということは、もらった後にですねどうかという感想も出てくるとは思いますけれども、そこら辺も踏まえてですね、今後の定住策の一環として、もちろん高校生は小・中学生よりは、これは私の考えですけども、若干病院にかかる機会は少なくはなるかと思っています。けがは確かに、部活とか厳しくなるので、私も子育てをする中で、けがをしたときの医療費というのはかさむなということは感じてはいますが、小学生と比べると、例えば内科にかかる機会とかというのは減ってくるかとも思いますので、そういった意味では、多面的に多極的にですね高校生への支援というものを考えていきたいというのが今の私の考えでございます。ですので、今、無料化にしますというお答えではなくてですね、そういったいろんな形で考えさせていただきたいということでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）わかりました。それこそ120人ぐらいで250万、小・中学校で680万の金額を見ましたら、本当に約1,000万弱、大きく金額が重なっていくと思いますので、また今後、多目的に考えていただいて、ぜひ将来は安心して暮らしていける、経済的にも少しの負担が楽になるかとの思いがありますので、いい方向のまた検討もしていただけたらと願っております。

最後の質問になります。高齢者対策について、ますます増加していく高齢者のことを考えると、全力で取り組んでいかないといけない。そこで、保健福祉センターと住民課と分けて、責任ある仕事ができたらと思うが考えを聞くでございます。高齢者対策についてという項目でありますけれども、具体的な高齢者の問題ではないんですけれども、将来増えてくる高齢者の方たちの、人口の半分ぐらいにですね、なるんじゃないかという、ピークのときはですね。10年後、15年後には、本当にそのことを考えるとですね、今の住民課のお仕事的内容的に考えて、大変な大きな負担になるというか、思いました。やはり、そのことを考えてみますと、2年、その前にですね、窓口のトラブルもございました。というのは、建物が違うために、正確に伝わらなかったために時間が過ぎてしまったことがございました。これは、1年ぐらいたって表に出たというような内容でございましたけれども、このことから、ずっとの思いが私自身にあったわけです。そこで、この話を持ち上げた1つの理由は、産業建設課がですね、産業課と建設課が2つに分かれた仕事を始めたわけです。結果は、やっぱり仕事もスムーズに運ばれ、本当によかったんじゃないかと思っております。このことを考えてみましてですね、住民課のほうもぜひ検討していただけたらとの思いがありまして、今回質問させていただくわけです。住民課での個々に全員に話は聞いたわけではないのですけれども、課長との話の中でですね、窓口業務、また、地域包括支援センターでの町民の出入りですがね。出たり入ったりとの毎日の顔色、声、問題が起こればすぐ対処できる、そういった、課長はですね口出しをしなくてもちゃんと知っているし、聞いているというような状況がとても大事なことではないかと思うわけです。そういうことを考えてみましても、包括支援センター等も、今後の介護保険についてもですね大変に仕事が増えてくると思います。また、介護保険につき、そして包括支援センター、高齢者の方たちのお仕事の内容もですね、個々の資格を取ったりとか、大変な労務になってくると思うんです。そのことを考えてみますと、増加していく包括支援センターですね、賄い切れない状態になってくると思うわけです。そういうふうなことを考えてみましても、やはり高齢者に寄り添い、手を差し伸べること、これがもう大変に大事になってくると思うんですね。このことは今もしていただいておりますけれども、人数がふえてくると本当に大変になってくると思います。このことに関しても、住民課は大変に使命がある仕事と思っております。やっぱり、私自身も、生意気に組織に触れることということはいけないことかもわからないんですけれども、率直ざぱり、そういうことの内容を訴えて、考えを聞いてみるべきだと思っておりますので、そこの辺の考えをですね、町長のお話をお伺いしたいと思っております。

議長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町長（小田保行君）市原議員に御答弁申し上げます。大変、市原議員のお考え、私ども十分今後のことを考えますと、そのように考えておるとこ

ろでございます。ただ、住民課とですね保健福祉センターというのは、御承知と思いますけど、業務の性格上、非常に密接に関連をしております。今は住民課の出先として、課長1人体制でやっておりますけども、課長などの管理職のことも十分検討した上で、高齢者対策の向上を図らなならないというふうに思っております。ただ、言うまでもないんですけども、窓口業務、それから各種保険、年金の手続など、建物が違うばかりに二度手間をおかけするというようなこともあってはならないと思っております。つまり、サービスの低下にならないということに配慮をしなければならんと考えております。非常に性格上ですね、例えば介護と包括支援センター、今1階で同じフロアでやっております。そういう意味では、密接に仕事はしております。ただ、一方ですね、福祉とか健康というのは保健福祉センターのほうでやっております。障害の業務とかも保健福祉センターでやっておりますけども、包括は高齢者ということなんですが、全て絡むわけですね。本来でしたら同じフロアですね、全てが完結できるのがベストなのかもしれませんが、本町の場合、今こういう状況でありますので、この状況の中でどういう形にするのが最も住民にとっていいのかということを考えなければならんというふうに考えております。これまでもですね、住民課非常にかかえる職員数も多くてですね、これまで保育園も住民課の所管になっておりましたが、今は保育園は教育委員会の所管にしましたので、一定その業務の負担というのは少なくはなっております。ただし、高齢者についてもですね、介護の制度を利用する人だけじゃなくて、そこまでいかないご高齢の方の健康にも力を入れておるところでございます。そういう意味じゃ、包括支援センターというのは重要であります。ここがはっきり言うてなかなか重たい問題で、職員数のこともあります。包括ももうちょっと人がおったらええんじゃないかという声も、私もお聞きもしたりします。そういう意味ですね、ここで今現時点で、できれば負担軽減を図りながら、双方が責任を持って仕事ができる形、つまり責任者が2人いるとか、あと業務をどのように分けるかという課題がありますので、私としては今年度中にそこも十分検討した上でですね、進めてまいりたいという考えでおるのが現状です。産業課と建設課につきましては、意外とわかりやすいといいますか、分業しやすい部分もあるといえはあります。ただし、農業行政と林業とそれぞれ、土木も農道のこともありますし、林道のこともあります。そういう意味では、関連は当然しておりますけども、それ以上に高齢者に対する事業というものはさらに密接に入り組んでおるといふこともありますので、もう少し時間をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（斎藤政広君）3番、市原議員。

3番（市原静子君）町長のお考えがよくわかりましたが、考えておられるとのことですのでよかったです。やはり、無関心では本当に困りますの

で、やはり今後のことを考えてみますと、住民それぞれの立場で、町長も言われましたけども、私としたらそれぞれの立場で長をつけて、そのところでもって仕事がうまく回ればなという思いが1つにあるわけです。やはり、そうなる組織を分けないといけない、これがまた課題になってくるわけですね。やはり、町長もそのことを思いました。私もそれは思っておりました。やはり、その辺を、町民のことを考えるのが第一ですけども、町民のために働く部署ですね、の方たちがスムーズに動けるように、また、責任を持って、使命がありますのでねそれぞれに、そのことで動けるようにしてあげるのも、またこれも町長の仕事ではないかなと思うわけです。ですから、やはりそのことを考えましたら、今年中にそういった形も考えていくとのことですので、する、せんはもとよりとして、やはり、ぜひこれはいい方向へ考えを持って検討していただきたいという思いであります。10年というのはあつという間と思うんです。今、本当に私も10年、15年で、10年といえばもう本当75、76歳です。本当にもう高齢者のもう本当の一員になりますのでね、やはりこれはあつという間でございますので、できるだけ早目に検討をよろしくお願いいたします。これは、課長さんにしても、もう本当に大変な、住民課の仕組みは本当大変な仕事やと思っております。最近、またこの越知町の配置図ですね、これをいただきまして、これを見ましたところ、本当にこの住民課というところは大変な役柄を持ったところでございますので、ぜひ仕事のしやすいいうたらおかしいんですけども、流れがうまくいくように持っていただきたいな。そしたら、それがイコール私たち町民への返ってくることになりますので、ぜひよろしくお願いいたします。これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（斎藤政広君）以上で、市原静子議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより9時50分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）9時50分まで休憩します。

休 憩 午前 9時37分

再 開 午前 9時50分

議長（斎藤政広君）再開します。続いて、2番、武智龍議員の一般質問を許します。なお、本人から申し出のパワーポイントの使用を認めます。

2番、武智龍議員。

2番（武智龍君）おはようございます。それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいと思います。まず最初にですね、今回、新しい機械を購入していただいて、これは他の町村の人と、議員と話す機会があって話したら、越知は進んでるのうと、視察に行きたいという声もいただきましたが、今日は視察には見えておりませんが、それでは、通告の順に従ってですね、一つ一つお伺いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

まず1番目ですが、今後の町営住宅政策について、町長にお伺いしたいと思います。ことしの4月には大型集合住宅が完成をいたしまして、満室になって一段落したところではございますが、市街地には築後30年以上たった集合住宅と戸建て住宅があって、最近空き家も増えてきております。本町はこれまで、空き家になっても新しく入居者を募集しない方針できていると思いますが、地方創生絡みで人口対策が重要政策になってきました。空き家対策特別措置法などの施行などもあり、住宅政策を取り巻く環境が変わってきていることを考えますと、方針転換も1つの手ではないかなというふうに思います。そこで、今回は5点ほどお聞きし、また、御提案もさせていただきたいと思って通告をいたしました。最初に、町内の町営住宅の戸建て住宅の現状、棟数といますか、全棟数と空き棟数という現状を御説明いただきたいと思います。これ、課長、全部聞いてもらえますか。

議長（斎藤政広君）織田総務課長、答弁。

総務課長（織田誠君）おはようございます。武智議員にお答えします。戸建ての町営住宅は現在、5地区に7団地あり、全棟数は40戸で、うち空き家は1戸でございます。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）はい、ありがとうございました。じゃあ、その次にですね、この空き家及び空き地の有効策というものをお聞きしたいと思います。先ほど、現在までの方針というもの、私が知っている範囲でお話をさせてもらいましたが、今回はこの質問に対して、過去1年間、過去1年間に戸建て住宅の払い下げとか更地の売却といった物件が何件あったか、お伺いします。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員にお答えします。戸建ての町営住宅の基本的な方向性は、議員もおっしゃられたとおり、越知町単独住宅管理条例を

平成22年の12月16日に施行して以降、入居者への譲渡、入居者が退去後に取り壊し、一般分譲としております。1年間とおっしゃられましたけど、今まで、それ以降のそういった戸建ての区画の状況でございますが、入居者への譲渡が5区画、一般分譲が8区画、駐車場と利用しているのが5区画、空き地が5区画ございます。今後につきましては、今までの基本的な考え方であり入居者が退去後に一般分譲ということの基本としまして、1区画ごとではなく、ある程度の区画数で退去状況を見ていきたいと考えております。何故かといいますと、新築時等にですね接道の問題等ありまして、どうしても接道が狭いところも多々ございますので、そういったところのまず道路整備をしないとですね、建築基準法の関係で新築ができないような区画も多々ございます。それで、今の各団地の状況もですね、虫食いの状況になっておりまして、それを個々にまたすぐ一般分譲としていきますと、そこへまた新築ができていくけど、隣に空き地があつてとか、うまいことなかなかいけないようなところもありますので、もっと大きく空く状況までを見てということで考えております。その後の大きく空くような状況になってからはですね、今、町としても進めております移住・定住につながるような活用、それから地域住民、高齢者のコミュニティーの場所などの活用等をですね、それぞれの地区ごとといいますか、場所ごと、団地ごとにですね、3区のほう、6区のほう、9区のほう、女川のほうとか、小さいのが分散してありますので、それぞれの地域の特性とかその辺の地域の状況も見まして、そういった活用等を検討したいと考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）基本的な考えというのはわかりましたので、ちょっと初めての機械なので、ちょっと待ってくださいね。これから先ちょっと絵を見ながらお話をさせていただきます。町営住宅問題については、過去に先輩議員も何回か質問のやりとりがあつて、執行部の考え方も聞いてはきているんですが、なかなか話だけでは非常にこの聞いているほうがわかりにくいという状況がありましたので、今回、私は写真、住宅地図と写真を使ってお話をさせて、進めさせていただきたいと思います。この画像は、ゼンリン社の住宅地図ですが、9区と6区の戸建ての住宅の位置とその状況を示したものです。聞き取りですので、役場で聞いたわけじゃない、現地で聞いたり見たりしたものでございますが、まず9区ですとかですね、左の上の赤い星マークというのは現在空き家になっていない、住んでいるか、入院をされているが空き家にはなっていないというところなんです。1個だけ空き地がございます。ここはですね、こういう状態ですね、こういうような状態になっておりますが、そこでお聞きしたことは、柵もしてないし、駐車場として貸すようにもないが、してないので、勝手に車を置かれているということで、地域の人も使い

たい人もおるんじゃないかと思うんですが、地元ではちょっとその問題になっていると、話題になっているということですが、この空き地をどのようにする考えか、お聞きします。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） 武智議員にお答えします。現地は9区の鍋ヶ淵団地で1区画、今、空き地になっておるところでございます。ここの活用につきましては、駐車場と使用としていくか、かなりここの路地も狭いところがございますので、来客とかそういった人の方のあれにするのか、ただ何もなければ勝手にその辺の人が置くとか、その辺のことがありますので、9区の区長とか、それからこの住宅の入居されている、お住まいの方とまた相談して、どういうふうにしようかというのを今、話を考えているところでございます。実際にはまだ何も手をつけてない現状ではありますけど、ここの活用につきましては早急にまた地元と話をしまして何がしらの、駐車場なり、来客用とかそういった方の置けるようなスペースとかそういったもの、何がしらに活用したいと考えております。以上です。

議長（斎藤政広君） 2番、武智議員。

2番（武智龍君） 答えは早急に話を進めたいということやったんで、いつから空き家になって空き地にしたのか、ちょっと私も把握できてなかったんですが、これ日付は14日ですね。14日に行ったときに空き家、こういうふうになってました。今のままでおくと、民間やったらもう既に木の杭でも打ってロープでも引っ張ってると思いますが、このままでおくと置いたもん勝ちみたいになって、住民のコミュニティーを逆に逆なでするということになるので、早急に話が進むまではそく柵をするというほうのほうがいい策と思います。

それでは、2点目ですね。これ6区ですね。6区の空き家の状況ですが、今年の4月にですね、フォレストタウンに移った方がいて、まだ荷物の片づけ中でした。6区の場合は、右下のPというのは既に駐車場として貸しているようですが、区画の線は引いてあるかどうか、ちょっとそこまで確認してなかったんですが、何台置くような契約になっているのか、ちょっと周辺の方が何というか、勝手に置くようなことも話では聞いていますので、その辺を含めてですね、この6区の空き家になったところは、先ほど1軒あってというような話も聞きましたが、これは6区かどうかわかりませんが、ここはどのような計画を立てているか、計画があれば説明いただきたいと思います。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） 武智議員にお答えします。6区の駐車場でございますが、6区の駐車場は一応登録制として、借り入れる人を登録で行ってお

ります。線は特になかったと記憶しております。それから、空き家の方、確かにフォレストに入居されている方の家が今、荷物等を置いてそのままになっております。一応その方との約束では、今月末までには整理をされるということで伺っております。その後の活用につきましては、前段でも申しましたように、すぐ取り壊し等ということではないです。周りの状況も見て考えていきたいと思っております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）駐車場の件については、線を引いておいて、ここは誰と、民間なら名札を打ちますので、打つといたらですね、そういう問題が起きんと思います。ロープと釘でも結構やと思いますけど、別に舗装する必要もないとは思いますが、土のほうがかえって水を吸収性があってええかもしれんですね。それはぜひ、そんなにお金もかからんでやっていただいたらと思います。

次、これは女川です。女川の町営住宅の現状の、多分ここは全部町営住宅だと思って赤い枠をしたんですが、星マークが、ここにも入院されていて空き家状態にはなっているが、空き家になってないというようなことを聞いたんですけど、からと書いてあるのは空き家になっているところですね。それから、Pは駐車場としてやっているところですが、赤い点々のカーブのものは今度県道のつけかえ路線の予定地というか、正確ではないですが、大体この辺を通るといようなことを聞いて、打ち込んでみたんですけど、ここは県道が通るので、今後どういうふうに計画されるのか。県道の高さも、現道の、これ下のほうにデイサービスセンターのコスモス荘がありますが、あそこの右を通っている現在の県道の高さ、標高といいますか、海拔61メートルを維持するというのがこのつけかえ道路の基準になっているようで、ちょっと上がるんじゃないかなと思いますが、そんなこともあるので、道路と住宅整備と、まあいうたら建設課と総務課、あるいは土木というところの関係も出てくると思いますが、どのような計画になっているのか、お伺いいたします。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員にお答えします。その前に、1つ訂正をお願いします。6区の先ほどの駐車場の線、駐車場のラインの線のことで、私ないと記憶しておりますと言いましたが、ちょっと担当のほうからあるということですので、申しわけございません。そこは訂正をお願いします。

女川の住宅ですが、まず今Pと書かれてますところの向かって右側の空というところは、一緒に駐車場として利用しております。議員がおっしゃるように、そのPの下っかわのところは現在空き家でございます。県道が通る予定ということで聞いております。それと、向こうの端、一

番上のあきというところのそこは空き地でなっております。そこは県道との接道等の関係で町道が入ってくる予定もあると聞いてありますので、今のところ空き地で置いております。県道が完成をして、どういったような、その辺の周辺の整備と絡めて一緒に考えていかなければならないと思っております。それと、その道路の高さのことでございますが、1回、土木のほうとも、越知土木事務所の担当の方とも話をしました。こういう予定で町営住宅の敷地を通るというところで、その話は聞いて、こちらとしましては、建物の除去とか、それから周辺の入居者への周知とか、それからまず用地の測量等とか、そういった承諾の話を主に県の土木事務所のほうは来て、総務課住宅担当のほうとしました。申しわけございませんが、その高さの問題のことにつきましては、特にものすごく高くなるとかというようなことは格段聞いてません。若干、今の高さと同じまでとはいかないかもしれませんが、ものすごく高くなって出入りが不便になるとか、そういうような話は今のところ聞いてないのが現状でございます。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）一番冒頭で課長がですね、場所によってそれぞれの活用の仕方が変わってくるというふうな話があったのは、ここのことも含めてその答えだろうというふうに思ったんですが、こういうふうに道路によって分断されたりとなると、またここの危険性も増すので、こういうときは県に交渉して、代替地というふうなもの、別の団地をかまえるとかいうふうなこととか、いうようなこともすると、町が単独負担しなくていいと、財政的にも助かるんじゃないかなと。それから、全体の環境もよくなるんじゃないかなと思います。私がこう目で見たとこ、機械でやったわけじゃないですが、少し埋め立てをせんとこの61メートルは確保できんじゃないかなというふうに見たんですけど、そうなるとなおさら、あそこの団地というのは非常に変な、不便なことになりますので、今後の住宅政策という点で、検討をするその項目に入れていただいたらというふうに思います。

では、その4点目にお伺いいたしますが、先ほどちらっと、先の話のような感じで受けとめたんですが、最近は移住政策というのが目玉になっているというか、地方にとっては非常に競争率の高い政策の一つにもなっております。例えば、住宅があいたら、今のは狭いから2軒分1軒にしてとか、あるいはアクセス道をつけてとかいうようなことで整備をしたいというふうな話でしたが、その後に移住・定住、高齢者のコミュニティというようなことを考えてみたいというふうなことやったんですけど、移住政策はそれよりも優先する先の課題じゃないかなというふうに思います。今は民間の空き家を活用しているが、町営住宅は移住者向けになぜ活用しないのか、お伺いいたします。あ、町営住宅じゃなく、

町営住宅の空き家とか空き地ですね。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） 武智議員にお答えします。町営住宅の空き家を貸さないかということですが、今現在空いてるのは戸建ては1戸でございます。

1戸は女川団地で、昭和32年度建築でございます。一応今の基本的な政策方向としましては、入居後は入れないという条例で制定しておりますので、現在のところそういった移住の方の入居については考えてないのが現状でございます。以上です。

議長（斎藤政広君） 2番、武智議員。

2番（武智龍君） そういうふうに答えるということはわかっておったんですが、大体予想しておったんですが、貸さないという理由、条例で決めた理由をもう一回確認するが、条例で貸さないことにしている理由をもう一回お願いします。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） 武智議員にお答えします。この条例時のときにですね、まず今の町営住宅は耐用年数の過ぎた木造の町営住宅ですので、かなり劣化もひどくて、それから当然耐震等もそういったものができておりません。基本的にここに新たにそういった方を住んでもらうということは、危険性もあるということで入居をさせないということで、この条例の制定時にはそういったことで入居させないということに決めております。以上でございます。

議長（斎藤政広君） 2番、武智議員。

2番（武智龍君） それもそんなことじゃないかなというふうなことも思ってたんですが、今ですね、町のホームページで紹介している物件18件ありましたですね。成約が4、5件あったと思います。交渉中も4、5件あったと思いますが、その中身を、成約したものは情報がないので見えませんが、交渉中というところを見てもみますと、築後70年とか102年とかですね、こういうふうなものが紹介されているわけですよ。それでもですね、その交渉中というふうに表示されてありますので、100年以上たったものでも移住してくる方は興味を持って交渉に臨んでいると、こういうことを考え、想像いたします。町営住宅の場合は、民家と比べてですね、材質的には余りよくないものを使っているのだらうとは思いますが、でも、利便性の面からいうと、とっと山奥から比べたら非常に利便性が高いところにあるわけですね、利用価値が高い。移住希望者の求めている条件も千差万別だと思います。それで、今は課長は賃貸のことを想定して答えられましたが、移住物件に紹介されているのは、

所有者の希望によって売却もしますということで売却、購入した方もいるわけですね。ということは、町営住宅を売却することは、もう払い下げを過去にも民間にも、それから入居者にもしているわけですから、移住者向けに同じテーブルにのせることは不可能じゃないと思うんですが、それは1つは条例改正というものがあると思いますので、そこは議会に提案していただければ、今の移住者を増やすときには非常に歓迎、経費の要らない物件だろうと思います。民間の家を探すのに今、2人がかりで、2人か3人がかりでぐるぐる町内を回って、何回も何回も交渉していると思うんですが、彼らの交通費と人件費はかかっているわけですから、それに比べて町が持っているわけですので、そんな金要らんですので、そういうことが考えられます。これからの話は提案になると思いますが、今年度から新設をしたリフォーム補助金制度、移住者に対する、移住者が購入したり賃貸する場合の補助金を出すという制度、非常に人気が高いですね。今回も補正予算にも出ていますが、町有財産の売却金額というものを下げるわけにはいきません。民間やったら値下げも考えるし、適当に値をつけたりもしていると思いますが、町有財産の場合は売却金額を下げることはできんと思いますが、移住者が土地を購入して新築をされる場合、これは耐震工事とか築年数が古いとか関係ないわけですよ。壊してませんが、壊して建てるやったら売りますよと、こうやればええわけですよ。先ほどの移住者に対するリフォーム補助金の目的は、背景は、移住してくれてくれたら地方交付税が入るわけですので元が取れると、そんなに年数、5年以内だったら元が取れるという計算のもとに金額も算定していると思うんですけど、例えば私はですね、町有、2戸でも1戸でもいいと思いますが、町有、その空き地、住宅の空き地を買って移住してくれる場合やったら、仮に新築されるんなら300万から500万ぐらいの補助金を出してもいいのじゃないかなというふうに考えます。この額は決して高くないと思います。今までやったら移住ということを考えなかった、交付税のことを考えなかったが、佐川町なんかでも町内の業者を使ったら150万、町外の業者やったら120万かなんか、そういう差をつけて補助金を出していたわけですが、私この300万、500万というのは高くない、その説明をさせていただきますけど、1つはですね、フォレストタウンという今のできたものを、単純計算をしたら1戸当たりが約2,000万円という税金を投入していることになるわけです。500万じゃったとしても、その4分の1で同じ、同様以上の効果が見込める。なぜ以上かといいますと、町が持っていたら1円も固定資産税は入りませんが、個人の所有になると固定資産税が発生するわけですね。今までなかったもんが発生するというようなことが考えられます。嶺北にはですね、若者の定住を目的に500万円住宅構想というのがあると聞きました。まだこれ実現はしてないんですが、これはね、家族が増えたら増築できるように、土地は広いが初期投資を抑えるために、最初から大きな家を建てない、こういう格好、考え方です。これは非常にヒントになると思います。いずれにしても、

今ここの町営住宅の空き家とか、また、空き土地を積極的に活用をすべきときと思いますが、それは今後提出するまち・ひと・しごと創生総合戦略にも盛り込めるのじゃないかと思いますが、検討する考えはございませんか。

議長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町長（小田保行君）武智議員に私のほうから御答弁を申し上げます。町営住宅の活用につきましては、条例で決めておるということで、当然使い方を变えるということになると変更も要ります。議員おっしゃられたように、構造的には非常に昔の評判の悪かった建て売り住宅並みか以下ぐらいのどうも柱のサイズとかですね、私も内装も見たことありますけども、そういった建て方をしてますので、現状ではなかなか改装するにしても耐震するにしても使いにくいなというふうには思っております。ただ、先ほど言われた空き地を移住者が購入した場合、補助金云々というお話がありましたが、これはこれまでも頭の中では考えたこともありましたが、金額のこと、それから今、改修の補助金制度を始めたばかりですので、全体的なことを考えてですね、移住者に非常にメリットがあるやり方だとは思いますが、そこは町民の皆さんの御理解も必要な部分もあるやもしれません。ただ、貴重な御提案でございますので、ひとつそこは今後重要なこととして考えていきたいと思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ぜひ、庁内の創生本部もできていると思っておりますので、そういう中でもよその例も含め、あるいはいろんなシミュレーションをして検討して、有効策に生かしていただきたい。あそこ置いとつても1円にもなりませんので、お願いいたします。

それでは次に、集合住宅についてお聞きをいたします。集合住宅は払い下げというのはないわけですが、小舟団地以外は戸建てと同様に古いので、空き家になったら後へは入居者を募集せずに今日まで来ていると思っております。そこで、通告はですね、9区の西ノ芝団地及びその他の集合住宅の改築についての考えをお尋ねをいたします。通告いたしました。これも答弁の前にですね、実際どんな状態か把握をするために、住宅地図と、現地へ出向いてお話を聞いたり、写真に撮ってきましたので、まずその画面を見ていただきたいと思っております。これは、前は母子住宅といっていました、今、正式に何というかわかりませんが、9区のあの団地です。そこには戸建て住宅もまだ3軒残っていて、戸建て住宅を取り壊した空き地もありますが、車が入るところじゃないので、これは空き地のままになっていますね、使っていない。この住宅は8世帯分区割りがされているんですが、現在、今まで2軒おったんですけども、1人の方がフォレストタウンへ入られたので、今は1軒だけ、1世帯だけがここに住んでおられます。次ののは、これはその写真です。こっちは表側ですか、これ玄関側になる北側ですかね、産業バイパスから北側を撮ったもので

す。こっちは裏手になりますが、非常に継ぎ足し継ぎ足しで、非常になかなか厳しい環境ではありますが、このような状態でまだ置かれています。ここは空き家になっているんですけど、まだ荷物は置かれているんですけど、今現在住まわれている方がおっしゃるのには、空き家がふえたのでネズミが騒動するという悩みが1つあるそうです。それと、屋根が剥げて、屋根の塗装、少のうても塗装だけでもしてもらえんかというような悩みも抱えておられます。次は、3区の集合住宅ですが、全部正確に把握しているわけじゃないですが、北側には2棟大きなのがあって、下に3軒入っている2階建てのものがああります。ここもああいうふうに、星マーク、赤い星マークは入居中あるいは使用中、それから空き家、空き地というのはこれぐらいあるというふうじゃないかなと思いますが、全部把握できんような状態のところもありましたので、ここは聞きづらかったので聞かずに、見ただけで帰ってきたんですけど。これが北側の、ここで言うたら①番ですね。丸番号を打っています。①、②、③と打っていますが、これは①番の住宅を、南側、南、東側から撮った部分です。裏手になりますね。これは北側にある2階建ての集合住宅ですが、ここは8世帯分入るようになってきていると思うんですけど、居住者がいなかったのを確認できなかったんですけど、何人、今現在住んでおられるかちょっとわからん状態ですね。これは③番、3つ目のやつですけど、南側にあるやつですが、ここには1世帯の方が住んでおられるというような状態ですね。両方どちらもですね、3つともかなり古いわけですが、今後どのようにする考えか、お聞きいたします。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員にお答えします。9区西ノ芝団地、その他の集合住宅で、単独住宅は確かに3区の下渡団地の3棟と9区の西ノ芝団地にあります。これにつきましては、まず改築する考えは現在ありません。入居者が全員退去後に取り壊しを考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）もう一つ質問をしたんですけど、答えない。ネズミ騒動の質問は。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員にお答えします。申しわけございません、抜かっておりました。議員のおっしゃられるように、9区の住環境につきましては必ずしも良好と言える、呼べるものではないのは確認しております。荷物を置いている方にも再々連絡して、片づけを催促している最中でございます。基本的には全員退去後の取り壊しということですが、9区はもうあと1人、2人でございます、実際借られてるのは。その方

たちに直接話もして、何とかなるようでしたらどこか代替ということも考えないかがですけど、あそこの環境を考えると、早い目に退去されるような話を持って行って、取り壊しをしたほうがよいとは私は考えるところでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）まだ考える、考えるというような状況ですので、屋根の修理とかですね、ネズミ騒動に対する対策というのは、これは考えよってもネズミは動きますので、早急にお金が必要んことはやってあげたらいいと思います。もう一つは、あと8区の住宅については、質問の要旨がちょっと違うので、8区は外して、含められますけど、外してお伺いします。再度お伺いしますが、民間じゃったらすよね。例えばここ、こういうところは住んでる人がどの部屋に住んでるのかちょっとわからん状態なので言えませんが、例えば半分を切って、先に半分を直す。今は例えば高齢者が多いので、もう平屋にすると。そちらに移っていただいて、残り半分を次にやるとか、こういうような計画というものを持たないと、立てないと、考えよっても進まんと思います。1つは、法律の関係も、この住宅の関連の法律とか決まり事はあると思いますが、町内の条例のことやったら議会へ提案すれば、説明がきちりすればそれは当然議会のほうも、先に今、私が提案しているわけですから、条例を変えることはそんなに難しくはないと思います。難しいのは財源の確保だろうと思いますが、それにつけてもですね、今の地方創生絡みに何とか、なってくると、また特別な交付金というようなことも、その対象になる可能性もあるんじゃないかなと私ら想像しますが、この戸建て住宅、集合住宅、両方合わせて住宅政策を今後どうするかということを検討に入ってもらいたいと思うんですが、これは町長、どうですかね。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）武智議員にお答えいたします。総務課長も答弁しましたが、集合住宅、今入っておる方がいらっしゃるんで、場所場所によって人数も違います。ただ、私のはっきり見ちゅうのはですね、8区の中を一度見ました。あそこはもう耐震化は当然できておりません。それと、中がですね、これはまた改修するにしたらとてもじゃないぐらい、空き家になっちゃうところは改修費もばかにならんばあのことやと思います。ですので、仮に1つの方法として、使う方向でですね、半分壊しておいて、あと改修するとしたときに、耐震も当然せないかんわけです。しかしながら、どうも年数的に中身を見てもですね、それをするよりは、退去後に更地にしてですね、うまく活用するほうが得策だと私は考えております。それと、先ほどありました住環境の問題ですが、9区の西ノ芝の。非常にごみも多くてですね、総務の住宅係のほうも住んでおる方にですね、ごみの話とか伺ってございまして、非常に住むには環境が悪いというお話も直接いただいております。そこは対応せないかんね

ということで話しておるところでございますので、早急にそこはやりたいと思います。それと、地方創生絡みの補助金のことですけれども、県、国交省のほうもですね、取り壊しについては随分制度上出てきておりますが、ただ、改修についてはですね、意外と今のところメニューがないように私は感じております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ちょっとかみ合っていないような気もしますが、例えばこの場合、3区の住宅の場合、住んでいる家の部屋にもよりますが、こういう長いところで一方、こっちのほう、手前のほうに住んでない人多いと思うんですけど、改修じゃなくですね、もう更地にして新規にすると。更地にする費用と新規にする費用は別で考えるとですね、改修にはならないと思いますが、新規にするのを別の制度でとか、壊すのは単独だよとか、そこは研究していただいたらいいんですけど。要するに、このまま置いとくのはよくないということを言いたいわけです。早急にそういう検討会を立ち上げて、庁内で検討せんかと質問をさせてもらたんですが、その答えがないんですけど。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）今回質問をいただきまして、その中でですね、これまでのことも含めて、今後の活用についてはですね、総務課と協議を進めておるところでございます。ただ、長いことですねかかるというのも、これもこれとっておりますが、ただ、入居者についてですね、以前に退去、別のところに移りませんかというようなお話をしたときにですね、私はこの住みなれた場所がいいということと、これまでも議会の答弁の中でもあったかと思っておりますけれども、家賃が極めて安いということで、外へ出て今より高い家賃を払うのはなかなか厳しいという方もあったように記憶しております。そこは住んでおる方の状況も踏まえてですね、あまり10年も20年も置くというようなことも私も考えるのは現実的ではないと思っておりますので、庁内での話ということでしたので、今後ですね、総合戦略の中で町営住宅の今後の利用・活用の仕方についてはまとめていきたいと思っております。ただ、今年度、総合戦略を練ったからといって、いつまでにこうするということは、その検討する中でですねそこまでできるか、できないかというのは、ちょっと今のところ白紙の状態という状況ではあります。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）じゃあ、最後にもう一回聞きますが、耐震、ここも耐震できてないですよ。今、集合住宅は全部耐震になってない。じゃあ、危機管理課長に、ふられんか、もし地震が起きてですよ、崩れてけがをしたと、管理責任者は町やったというときはどうなりますか。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時40分

議長（斎藤政広君）再開します。片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）武智議員にお答えいたします。町としては、先ほどからも話がありましたとおり、入居者には出ていただきたいという願いはいつもして、以前からしております。ただ、今、家賃のお話もありましたけども、格段に安い家賃ですので、もう出るのはこらえてくれと、一生そこで過ごしたいということでございます。なかなかそこは、町としても本当は出てもらいたいんですが、そういう事情がございます。また、責任問題については、やはり町営住宅となれば町の責任は免れんところはあると思いますが、ただ、そういうときどうするかというところまでは、そこまではちょっと考えてないというところがございます。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）そういうなことも前提に、条件に入れてですね、ちょっとここは真剣にというか、検討するときになってはないかなど。今朝も冒頭に市原議員がね、危機管理課の役目ということも、置いたその必要性というようなこともやりとりがあったわけですが、こういう時期ですので、そういうことも踏まえちゃかんと、口約束でそうはやっていますと言うけど、もしお亡くなりになったりしたときに、その家族がもしですよ、苦情送ってこられた場合は裁判にもなりますし、契約書の中にも覚書というようなものを交わす必要もあろうかと思いますが、そこまで何かぎすぎす言わいでもですよ。先ほどもちょっと土佐町の嶺北の例をお話ししましたが、その家賃を上げる必要のない、大きなものでない、ここは2階は使っていない、この家は。ええ使わんです上がって2階へは。そんな人がいますので、平屋でいいと思うんですけど、そういう向きに合った住宅ということも検討の中へ入れられたらどうかと思います。じゃあ、これは置きます。

次に、8区の集合住宅ですが、8区の住宅の空き室状況の活用はと、どうなっているかという通告をしておりましたがですね、現地に出向いて入居者に何人か会えましたので、空き室状態はわかりました。15戸の、8区はここですね。ここにあるんです。ちょっと地図が小っちゃい

ので、拡大するとういう状態です。15戸あってですね、6戸分が空き室になっているということですが、入院中の方もいたようですけど。ここは何年か前に、何課かまでは覚えてはなかったですが、役場に対して、空き部屋になって使えないのなら、その地区、あるいはこの入居者の集会室として使わせてもらえないかという相談をしたが、そのときは使わせてもらえなかったと、集会所としても使わせてもらえなかったという話をお聞きしました。この周辺はね、住宅の入居者に限らず、周辺の住民の方も大変高齢化をしております。独居の方も増えて、友達とおしゃべりしたいという方も増えていますが、適当な場所がないということをお聞きしました。今後、行政にとっても、介護予防とか地区住民同士の見守りの環境づくりなども必要になってくると思いますが、そういうふうな場所として活用することは不可能か、お伺いしたいと思います。また、可能であればですね、総務課だけでなく、住民課とか公民館担当者などとも連携をして、入居者を含め、周辺の住民と話をしてみるということも考えられると思いますが、そういうことも含めて答弁をお願いします。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員にお答えします。8区の住宅ですが、議員のおっしゃるとおり、15室のうち6室が空き室となっております。基本的なところは、今までの共同住宅と同じように全員退去後の取り壊しを基本と考えております。先ほどその8区の集会施設とかそういった話、申しわけございません、私はその話は初耳でございますが、そういったスペース的なところで実際困っているようなことがあって、そこで空き室で基本的に入れないということで、入居者は入れないということできてますので、そういったところで使えるスペースとして何がしらの約束事は決めていかないかと思っておりますけど、そういうことは住民課等とも話も、相談もしまして、前向きに検討して、前向きに考えたいと思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）この件は前向きに話をしてみるということなので、話をしてみてください。住民も交えて聞いたらいいと思います。中にはですね、なかなか外で話しよったら、話し声がうるさいというようなことを言うてくる人がおるので、家の中にこもって、掃除機をかける音もその人がおらんときにかげんといかんというようなこともあるようですので、中で話ができればそういうことも起こらなげないかなというふうなことも思いました。

では、通告の5に移りたいと思います。小舟団地の集会所は建物全体が古くなっていて、傷みもひどい、構造的にも住民の年齢構成等にマッ

チしていないと思うが、建てかえてはどうかと提案をさせていただいております。これも話だけではわかりにくいので、ちょっと画像を見ていただきたいと思います。これは小舟団地の中の集会所ですね。こっちは北側から撮ったやつかなと思うんですけど、左が入り口になっていますね、左のドアが入り口です。これは11日に見に行ったんですが、ちょうど雨が降ってまして、非常によくわかったので、別に意地悪く撮ってきたわけじゃないですが、傷みぐあい非常によくわかる。といが破れて、漏ってます。それから、これは左の入り口ですから玄関の付近ですね、玄関の付近。それから、破風板はこんな状態。これも破風板、といも途中がとい受けが壊れて、途中からこんなに落ちたりとかですね。これは右側ですけど、といが外れたり、屋根がもう吹き飛んでますね、ここの辺ずっと屋根が剥がれてます。これ裏側、これは東側ですね。破風板が剥がれてます。といが外れてますね。それで、換気扇のほうは破けてます。東側の壁ですが、ここは全部こういうふうになってますが、これは誰がやったかわかりませんが、多分ここでボール蹴ったりして子どもたちが遊びますので、ここに柵があればこんなことにならなかったと思いますが、こういう状態です。それで、ここまで傷んで、民家やったらここまで放置せずに、自分くの家やったらもっと早目に修理すると思いますが、修理もしてなかったのが余計傷んでいるというふうに思います。こういう写真を見ていただいたらわかると思いますが、この建てかえの計画があるかどうかお聞きいたします。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） 武智議員にお答えします。小舟のこのことの前に1つ、先ほど8区の集会所の集会的なスペースのこと、前向きに検討、考えさせてもらいますという答弁しましたが、ちょっと私も抜かっておりましたが、当時その話があったときに、一応それができないということでお断りしている経過がありますので、その辺はどういったことか、きちんと確認をしておかないといけないところがありますので、それが抜かっておりましたので、追加をお願いします。

さて、小舟団地の集会所でございますが、現状は屋根の老朽化、雨どい、それから網戸、外壁の損傷、それから基礎ブロックのところのちょっと小さい格子のそういうのがないとか、中にごみがいっぱいあるとかいうのは確認しております。小舟の集会所は、小舟の自治会管理の建物でありますので、小舟の区長さんと相談をしまして、修繕で対応したいと考えております。修繕を行えば、建てかえをしなくてもまだまだ使えると考えております。大体試算は220万程度、全部を修繕したらというふうに見積もっております。以上でございます。

議長（斎藤政広君） 2番、武智議員。

2 番（武 智 龍 君）それも1つの手段だろうと思いますが、次の画像を見ていただきたいと思います。これはですね、ことしの3月31日の小舟地区の人口構成、グラフにして上へ数字を書いています、人口、99世帯で260人ですね。65歳以上の人も増えてきているわけですよ。35年か40年ばあ前の入居当時はここの辺がおらざったじゃないかと思いますが、増えてきたということがあります。これはね、63、町内の63集落の中では高齢化率で見ますと、65歳以上は13.85%ですか、ですので、63集落の中では一番低いですが、人数は36人、23と13を足した36人おります。これはですね、全人口で見てもですね、小舟の75歳以上の13人より少ない集落が町内には7集落あります。1桁というところもあるんですが、全集落の人口より、7集落あったと。36人というこの65歳以上の数で見ると、33集落が36人より少ない集落です。町内にあります33集落が、小舟の65歳以上の人口の36人より少ないわけですね。その集落には、きちっとした集会所が整備されています。例えば本村、黒瀬、谷ノ内、野老山ですかね、最近はお風呂もついたりして。小舟の高齢者の方は最近、何人かの方にお会いして、この11日じゃないんですが、話をしていると、気軽に使える場所が欲しいと言うてます。子どもたちも、学校から離れているので、いるのと、それから親御さんがお勤めに出ている方が多いということで、陽が明るいうちは団地の友達同士で外で遊んだりしています。宿題をしたりする場所も、みんなで教え合うということがあればいいと思いますが、この集会所がですね、あとで絵を見ていただきますが、そういう構造になってない。天気のいいときは、集会所の広場に藤棚があってベンチがあるので、お年寄りもその藤棚の下で夏場も話ができますが、雨が降ったらもうそこへ行くことできんと、家におらにやいかんというようなことで、寒いときももう当然外へ出れんということですね。そういうふうなことを考えるとですね、これがね、その部屋の中ですわ。前の、過去の区長と昨日電話で話をしたんですけど、その人が言うのには40年前に建てたときのままずっとあると。今、床はござを敷いて、座卓を敷いて会をすると、こういう状態です。高齢者が増えると、座ることが困難になってきますね。腰かけの椅子、高机と椅子のほうが座りやすいんですが、そういうことですね。それから、子どもたちが読書やなんかにも、宿題するにも机がない状態なので、部屋もワンフロアです、1部屋だけ。トイレとちょっとした流しがあるというだけなので、構造的にも修繕をするにしても何というか、リフォーム、修繕をするだけやなしに、構造を考えてリフォームをしていただきたいというふうに私は思います。お年寄りと子どもが同じ建物で集うということがこれから大事になってきます。でも、それから、修繕をするに、私は建てかえてあげるべきじゃないかなと思いますが、その財源確保についてはどういうふうにするのかというのはわかりませんが、わかりませんというか、いろいろあると思いますが、それが問題になってくると思いますので、修繕という方法をとったと思いますが、修繕をするにしても、子どもから

高齢者までの意見を聞いて計画を練る。ワークショップというふうなものを取り入れてやれば、先ほど課長が小舟の自治会の管理ですからというようにことをちらっと言われていましたが、自治会も私らの集会所という愛着も湧くと思うんですけど、あそこまで荒れたのをそのまま役場へ何も言わず、といが漏れるけ直してやという連絡が入らんのも、自治会の機能が機能してない、住民の自治意識が低いんじゃないかなというふうな感じもいたしますので、ワークショップなどを取り入れてやればコミュニティーづくりにもつながっていくと思います。これが今後のその課題になってくると思います。そういう住民と協働してやっていく考えがあるかどうかをお聞きいたします。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員にお答えします。小舟の団地の住民の方も高齢化が進んでいる現状は当然ありますし、これからまた増えていく現状もあります。修繕をメイン、基本的にということですけど、そういった段差の解消とか手すりとか、バリアフリー的なそういったもの、それから先ほどワンフロアだけで、ござとかそういったところ、子どもから高齢者までが使えるそういったもので、小舟の地域の方と一緒に話をして、そういった修繕、リフォームの計画を立てていきたいとも思いますし、そういったこともふまえて、含めまして、まず小舟の区長さんと相談をして、どういった方向でその、この施設を直すなら直す、そしたら直すのにはどういった内容でいくのかというようなことは、区長さん初めに相談して進めていきたいと考えております。以上でございます。（「建て替えは……」の声あり）建て替えにつきましては、ほかの集落からも建てかえ要望は幾つかの地区からも出ております。財源のこともあり、待っていただいているのが現状であります。小舟の集会所を区長さんに相談したときに、まず修繕か、建てかえかというようなところも、まず一番最初の分岐点というところになろうかと思いますが、そしたらほかの地区との要望で順番待ち的なところもあるというようなところ、そういったところからまず、そして相談もさせていただいて、対応していきたいと思っております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）わかりました。順番があつて、順番は遅いけど、建て替えれる可能性が少しでもあるのなら、あんまり大きな金入れずに、雨漏りとか破風板の破れたところだけでも直しておいてですね、後に備えたほうが良いと思います。本当にコミュニティーづくりということとこの集会所を分離して考えたらいかん、この集会所こそがコミュニティーづくりの武器になるというように考えたほうが良いと私は提案をさせていただきます。もう一つ、集会所とは直接関係ないですが、小舟でお聞きした問題を1つ提案しておきます。ここです。小舟団地にある昔

の浄化槽の施設ですが、この赤い線のところに有刺鉄線を張って、立ち入り禁止というふうになっているところです。地区の住民から詳しい事情、役場の事情を知っているか、知らないとは思いますが、ここであった人が、集会所も大事やけんど、これを壊してもうて児童公園にしてくれんかと、子どもの遊び場所が増えてええがという意見でした。中には駐車場として使いたいという人も、道路へとめてあるので危険だから駐車場も要る人もおると思うが、これを役場に言うてくれんかということでございましたが、これはどうなっているか、お聞きいたします。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員にお答えします。この施設はもともと浄化槽の施設でございまして、最初建設当時、浄化槽で処理してましたときのそういった槽が入っているところでございます。下水道に接続して、現在使っていないのが現状です。ここの跡地というか、ここの処理は課題としてこちらも認識しております。現在、財源的なことも、費用のこともありますけど、ここをまず更地化するために、中が穴でくられておりますので、浄化槽の大きいものをそこへ何がしらで入れて埋めて、駐車場のこともあります。それから、そういった先ほど議員がおっしゃられたような公園的な、コミュニティーのそういった広場的なところ、そういうところも集会所の修繕等の話と一緒にまた小舟のほうとも相談させていただきまして、いい方向へ何がしらのほうへ持って、何とか、このままでずっと置いとくわけにはいかないというのは認識しておりますので、手は打ちたいと考えております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ぜひそうしていただきたいと思います。ここを見ても、越知町内の地区で一番若い人も多い地区でございまして、そういう若い人を大事にするとか、の意見を取り入れて、小舟に新しいコミュニティーをこういう機会を通じて再生していくという考えをぜひ課長会でも検討して、ほかの課の意見も取り入れてやっていただきたいと思います。もう物をつくれればいい時代じゃなくなっているということです。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

それでは、次の地域の掲示板についてお伺いいたします。市街地とか各集落に掲示板を設置できないかという御提案をさせていただいておりますが、この問題は今始まったことではないわけですし、前々から気づいてはいたんですが、この質問の順番が今になったわけですけども、役場からのお知らせに限らず、地域のイベントや集会、集落の常会など、住民に周知する手段として今は町の広報、それから今朝もありましたが、トランペット、防災行政無線放送、それからチラシまたは回覧といったことが主な手段になっていると思いますが、お勤めに出ている方と

か、それから町外からの通勤者というので家庭で見る機会が少ない。あるいは、例えば家族の多い家庭で、家にいるおじいちゃんが見てどっかへ置いたら、あとの人が見ずにもう過ぎてしまうというようなこともあると思いますので、そういう人たち向けに、いつでも、どこでも、誰でもという見える場所というのがあったらいいんじゃないかと思います。これもちょっと画像で御説明したいと思いますが、これは、そのことは横畠は非常にイベントが多くて、地域の方から、何かやっていることはわかるが、何をしゆかわからんという声があったので、8つの集落にこういう規格を統一したものを数年前に設置をいたしております。ここには、地域おこし隊の、緑の協力隊の歓迎会だとか、地域の運動会だとか、いろんな催し物の御案内、あるいは役場から回ってきた健康関係のとか防災関係のポスターなんか張って、非常に農作業する方にもいつでも見えるようになっておりますが、市街地をちょっと見てですね、私らこのイベントのチラシを張りに回って歩いたこともあるんですけど、市街地へ行くと非常にそれがないことに気づいてます。辛うじて張れる場所があるのは、ここが一番整っているところですね。8区の越知駅の近くですけど、前につけていた板が壊れたので、コンパネを、土木の現場で生コンを打つときに使うコンパネを張ってあるんですけど、これは非常にピンが立ちにくい。商工会がつけたやつですけどね。いつかわかりませんし、今の商工会の役員も、いつつけたのか、いつの時代につけたのか、どこにあるのか知らんそうです、全部は。これは国道沿いの織田石油店の近くですが、面がありません。これは吉村本屋さんの近くにありますが、この板は何かね戸板の外れをひっつけてあるような感じもいたします。事は足りませんが。これは中学校の下のバス停の横ですね。これは観光協会と看板が書いてあります。ここも観光協会です。これは西ノ芝というか、スナックオリーブですか、オリーブの近くにあったんですが、非常に観光協会というふうに書いてあるので見つかったと。こういうな状態ですが、使えるものはほとんどない。それから、周辺の集落にも多分ないところが多いと思います。この掲示板を設置をすれば、いろんなことがこれから周知できる。先ほど言われた危険箇所のマップについても、吾北なんかへ行けば、戸板ぐらいの大きさにして交差点にばーんと張ってあるんです、ここが避難場所ですよということとか危険区域ですよというのが。そういうようなことが周知もできますが、それをする予定があれば教えてください。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）武智議員にお答えします。市街地の現状ですが、写真でありますように、越知町商工会設置の掲示板が3カ所、越知町観光協会設置のものが2カ所、計5カ所、町内はあります。いずれも昭和の時代からのものでかなり老朽化しており、何とか使用できるものは、先ほどこの写真のとおり2カ所であります。また、保健福祉センターの敷地内で、町道、南側町道沿いに高吾北地区地域安全協会設置の掲示板が1

つあります。あと、各集落につきましては、全て把握はしておりませんが、先ほどの横島地区はモデル的な事例としまして、木製の掲示板が8つの集落に設置されております。これは平成22年度の高知県地域づくり支援事業を活用しまして、虹色の里横島に対して町が補助金を交付し、虹色の里横島が事業主体として横島西部地区のまとまりを築くことを目的に、活発な情報発信の仕組みづくりとして実施されております。市街地の各地区及び各集落においての情報発信の手法は、各地区及び各集落においていろいろ工夫をされて実施されているものと思います。全体的な掲示板ということでございますので、区長連合協議会にも相談しまして、秋の総会でそういったことについても協議していただくことも検討していきたいと考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）これは緊急性もそんなにはないので秋でもいいと思いますが、ぜひ区長会だけでなくですね、あそこに観光協会、商工会があるわけですから、そういうところもひっくるめて、できたら、ばらばらにならないように、町のイメージアップにつながるように、デザインを公募したり、材質や規格をある程度統一をしてですね。柱が建たところは民家の壁にも借用するというようなこともいいと思いますが、商工会とか観光協会とか区長会とかいう地域の団体と協働してやると、設置場所の交渉なども非常にしやすくなってくると思いますので、ぜひそういうことも含めて、あるいは場所の選定もありますよね。コミュニティー、それから工事をするにしても、こういう材質のもんですと町内の業者もかかわりますが、できるだけ、私の考えでは、例えば町内で生産される原材料とかもさっきのような木を使うというふうになると、間伐材の活用にもなるし、地元のシルバー人材センターとか工務店とかの仕事の確保にもなる。つまり、コミュニティビジネスにもつながるので、そういうこともひっくるめてですね、ぜひ検討いただきたいと思います。

では、3つ目の今後の集落のあり方について伺いをいたします。通告では、限界集落の現状で集落数、あるいは問題点など説明していただきたいと思いますが、問題点は非常に複雑でもあると思いますので、大まかにですね、あんまり詳しいにもよおびませんが、ぜひ御説明いただきたいと思います。

議長（斎藤政広君）中内企画課長、答弁。

企画課長（中内利幸君）おはようございます。武智議員に御答弁申し上げます。まず、限界集落の数、あと問題点ということですので、その点について御答弁申し上げます。平成27年3月31日現在の限界集落の数は34集落となっております。次に、問題点でございますが、大きくは、小

規模な限界集落におきましては、人口減少と高齢化によりまして、共同生活の維持ができなくなっていることだと捉えております。少し具体的に言いますと、高齢化によりまして、耕作放棄地の増大、空き家の増加、森林の荒廃、鳥獣による農林作物等への被害の拡大、住宅の荒廃、伝統的催事の衰退、地域の伝統的生活文化の衰退というようなことが問題であると思っております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）34集落にもなつたと、数年前の倍以上になったと思います。

それですね、2つ目に移りますが、将来はその中でもですね、全人口数が住民基本台帳の中でも1桁というところがたしか7集落ぐらいあったんじゃないかと思いますが、実際はですねその中に長期入院中、地元の人に聞くと、もうよう帰ってこないかというような人も含まれていますし、それから佐之国もその中に入っていると思いますが、佐之国は住民票は置いてますけど、実際あそこでお住まいしているのは2軒で3人やないですかね。実際はそうなんですよ。そういうことを考えると、将来は消滅の可能性と。増田さんではございませんが、消滅の可能性というものも本当目先に何か近づいてきたような感じもいたしますが、こういうことに対してどういうふうに。あ、ごめんなさい、人口1桁は5集落だったと思いますが、今後、消滅も感じる限界集落に対する対策、集落支援のあり方、維持のあり方というようなものをどのように考えているか、お伺いいたします。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）御答弁申し上げます。まず、これも27年3月31日のデータでお答えさせていただきます。34の限界集落のうち、10人未満の集落が5地区、世帯数が5未満が5地区、また、65歳以上の割合が100%の地区が2地区となっております、数的にも非常に厳しいものがありまして、危機感を持っているところでございます。基本的な将来の方向としましては、それぞれの集落が主体を持って、みんながこの地域を守っていく、あるいは元気にしていくために集落活動センターを設置する。本町の基本構想、ランドデザインを磨いていくことが、そういうのを含めて重要であると考えておるところでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）これちょっとね、今言われたところをちょっとグラフにはせずに、こういうふうな表をつくって見たんです図を、映像ですね。堂林、南ノ川、稲村、小日浦と、上からこの左の端が順位です。今、100%、65歳以上が100%と言われたこの2つが堂林と南ノ川2区

ですかね。黄色のところに注目してもらいたいと思いますが、この黄色のところはこの年齢層の人がゼロということです。もう将来がないです。本当にもうどうしようもない、田んぼも畑も道も家も、こういうふうな状態があります。もう再生不能と考えている、考えても考えれんので思っているというか、諦めているというのが地域の現状だろうと思います。限界集落の集落数でいえば、63集落中34ですから、もう半分以上になってますよね。ですので、非常に新しい発想、それから地域の住民の意見を聞いてと。今までは、いろいろな施設をつくって集落対策というのをね、吉岡町長のときも本当にもう十二分に過ぎるほどやってきたわけですが、現実はこの黄色いような状態になってきているわけですので、新たな取り組みが必要というふうに思います。そこで今、課長が町のランドデザインを描く、その中に県が進めている集落活動センターというものを位置づけるということだったんですが、それについてですね、考えをもうちょっと深めて、3点目として、通告の3点目としてお聞きしたいと思います。まず私、通告には住民自治の推進や集落活動センターの仕組みを活用する考えはないですかということでした。まあ、考えはあるということですので、集落活動センターは考えあるということですが、私の集落活動センターを推進するに当たって考え方のもとに、住民自治というものが非常に重要になっていくんじゃないかと思っています。これはですね、14日の公明新聞に作家の樋口恵子さんがこういう記事を書かれてました。今後は、少子化で家族が大幅に減少し、社会的サービスに依存する割合が大きくなると。これを樋口先生は「大介護時代」というふうに名づけておられます。それが来ると書いておられました。つまり、血縁ですね、家族で守っていた血縁関係から地域で守る地域の支援、援という字が援助の援ですね、縁側の縁じゃなくて援助の援、地域で支えていくと、そういう時代にも入ってきたというふうに捉えておられます。ここに大事なことは住民自治というものであると思いますが、住民自治を推進する考え、それからその推進させるための具体的な政策というようなものはどのように考えておられるか、お伺いたします。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。まず、住民自治の推進と政策をどのように考えておられるかということでございますけども、まず集落のことについて、去年の9月になりますが、集落の現状、地域の現状を聞きますよということで意見交換会ということで、地域に入って意見交換会をやらしてもらっているところです。その中で、やっぱり今出てくるのが防災、見守りというのが中心になって真っ先に出てきます。そういうところをお聞きして、その中で今の中の27年度の柱であります地方版の総合戦略、そういう中へ盛り込みながら、また、本年度は総合振興計画、22年につくったものの見直しの年となっています。それとも整合をとりながら、保護政策へ指示のあったものから入れていくような取りまと

め作業を担当課としてはしてまいりたいと思っているところでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ありがとうございます。さきに住民自治に対する考えというものの根拠というものがあんまり説明がなかったんですが、その先っちょの振興計画と創生の戦略へ盛り込みたいと、中身としては防災関係、見守り体制を中心にしたものを集落支援としては盛り込みたいということですがですね、それはいいことと思いますので。ですが、1つ参考にですね、これも提案型のご質問ということで捉えていただいたらいいと思いますが、雲南市、この前議会が一緒に行かれた。雲南市というのは何年も前、10年以上前から公民館が中心になって住民自治を進めてきておられたということで、今はこれも数年前からですが、公民館だけでは集落の維持が難しいということで、おおむね小学校区域を範囲とした小規模多機能自治組織という非常に難しい、漢字ばっかしの名前ですが、そういう名づけた政策を構築されて、住民自治に取り組んで成果を上げていたわけですね。その考え方は、まちづくり基本条例というものの中にうたわれていまして、「まちづくりの原点は、主役である市民が、自らの責任により、主体的に関わること」というふうに定めてあります。そして、その先に協働のまちづくりを進めることを目的に、具体的な政策を実行しているというふうなわけですね。この考え方とこの仕組みに近いのが本県の集落活動センターであると思います。高知県は、中山間対策の2つの目玉政策としてですね、1つは飲料水や交通手段の確保などの生活支援、もう一つが集落活動センターという仕組みを利用した集落支援ということですね。県はこれを24年度にスタートさせて、県内に130カ所ぐらい展開をしていくという計画も発表して、現在、既に17カ所がオープンしたというふうに思いますが、27年度は新たに13カ所で開始をしたいという計画で進めているということですが、本町ではどのように進めているか、お聞きします。

議長（斎藤政広君）中内企画課長。

企画課長（中内利幸君）お答えします。まず、高知県におきましても、27年3月に高知県まち・ひと・しごと創生総合戦略の重点施策ということで、コンパクトな中心部と小さな拠点の整備促進ということを掲げております。その部分では、県とものごい連携をしたいと考えておるところでございます。そこで、具体的になりますけども、9月に一定集落活動センターの設立に向けて、準備に向けての予算を組ませていただければと思っていますところでございます。まずは、地域のほうでの合意形成、まだ成就してませんので、当然講演会とか、そこら辺の機運、ムードを盛り上げていかないけませんけれど、地域のほうが合意形成されてやりたいと、設立に向けて動きたいということでありましたら、そこへうち

の行政側も参加させていただいて、地域に入って支援させていただくと。また、県も全面的にバックアップするということですので、一定9月補正で集落センター設立に向けての予算を計上させて動いていきたいと思っているところでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ありがとうございます。早速具体的に期限を定めて取り組むということなんで、これ非常にいいことやろうと思います。先日、嶺北の本山町と、それから土佐町に研修に行ってきたんですが、そのときに一緒に行った議員も、集落活動センターの基本的なことについて勉強する必要があると、あんまり知らないのですね、私たちも。県の方に来ていただいて、県の集落活動センターはどういう目的を持ってやって、何を狙っているのかということも含めてお話をお伺いしたんですが、そのときに今年の27年度の13カ所に越知町は入っているのかということを知ったら、まだ聞いておりませんということでしたので、ぜひ手を挙げてですね、県の力もかりて、また、一方的にならんように、地域住民に集落活動センターって何かというものを説明もせんとですよ。こっちが言うたら押しつけになるけというようにも聞きますが、押しつけじゃというものは普通できません。押しつけはなんと思えます。センターの仕組みはこういうもので、こういう財源になっとなら、こういうことができます。こういう課題を抱えた地域ではこのことをやっていますというその地域も、町外の先進地もやろうとする、あるいはやってほしい、地域のリーダーさんに1人や2人や、区長さんだけやなしにですよ。雲南市で聞いたら、まちづくりの小学校区の小規模多機能自治の運営委員は30人から40人おると言いましたね。それぐらいのリーダーを連れて、そこの実際現地へ行って、実際やっている人たちのなぜ始めたのかと、どういうことを目指しているのかというような、いろんな交換も含めて、人づくりも兼ねてやると。雲南市は、人づくりに力を入れてやってきましたと、今も人づくりが大事ですということを言われていましたので、そういうところから取り組んでいただきたい。その予算が9月に組まれるというのであれば、非常にいいことだと思いますので、これは教育委員会の公民館という役割も非常に大きい。でも、雲南市では、公民館だけでは範囲が限られるので、防災とか福祉とか、総合的な活動は地域の小規模自治ということの考え方であったと思いますので、そういうことも含めてですよ。できたら、役場の職員の方には雲南市にももう一回誰かと一緒に行って、関係者で行って、やっぱり実際に調べてくる。雲南市の担当者がこう言っていました。「高知県も同じようなことをやっていますが、高知県の場合は市町村の熱が低いですね」と、こうしたこともちゃんと見ておられましたので、ぜひ後発組であっても、中身が伴うものにしていただきたいと思えます。

では、最後の質問に移りたいと思えます。高齢者に対する傾聴活動についてお伺いをいたします。通告では、独居の高齢者は話し相手を求め

ているが、ボランティア組織をつくって対応できないかということでございます。先日、介護保険を使ってヘルパーサービスを受けている、ヘルパーのサービスを受けている山間部の御高齢の方に結構長い期間おつき合いをする機会がありました。その方は体が不自由で、もう山間部で車道から家まで歩く期間が長いので生活が困難ということで、市街地へ転居されてきたんですが、道が平らになったということで、あるいはお店が近くにあるということでお買い物に行ったわけですね。そうすると、自分で買い物に行ったわけですが、そうするとですね、そういうことができるようになったらヘルパーのサービスは打ち切りになると、こういうふうな話がヘルパーさんからされたわけですよ。そうすると、そのサービスを受けている方は、いや、それは困ると。ぜひ話し相手だけでもしてもらえんかというような話をしていたんですけど、そういうサービスはヘルパーの仕事ではないということなんですよ。ということは、何を言いたいかということ、今は独居者も増えていますし、実際にはお子さんがいても県外に住んでられる方が多いわけですので、孤独な人が増えています。そこで、介護保険のサービスの対象にならない人でもですね、こういう悩みや、話し相手が欲しいとかいう悩みとか願望を持っている人はたくさんいます。私は仕事上、いろんなお年寄りとお会いしますので、数字は把握してませんが、体感的にはわかっています。そういう状況の中ですら、傾聴ボランティアというような仕組みを構築できんか、あるいは検討できんかをお伺いいたします。

議長（斎藤政広君）西川住民課長、答弁。

住民課長（西川光一君）武智議員にお答えいたします。まず、傾聴なんです、訪問についてですが、あつたかふれあいセンターで災害時要配慮者に対し、一月か二月に一度の見守り訪問というようなことで行っております。実績としましては、訪問日数154日、延べ1,218人なんです、そういう訪問活動によってお話を聞く、それも傾聴になろうかとも思います。それと、民生委員さんにですね、75歳以上の独居、それと80歳以上の夫婦で町内に子どもがいない世帯が対象なんです、月に1回、この対象者は月ごとにちょっと違うんですが、220名から192名、実績、去年の実績においてですが、そういうことで配食をしてですね、民生委員さんはただはいと配るだけではなくて、お話を聞くというようなことで、それも傾聴活動の一つになろうかとも思います。それと、佐川町の社会福祉協議会がやっている、実施している傾聴のコールサービスと、電話サービスがあるんですが、そのお話をちょっとさせていただきたいんですが、佐川町の社会福祉協議会ではお元気コールサービスというて、電話で安否確認、それ20分程度お話をするというようなことになるんですが、65歳以上の方で電話で安否を希望される方、ひとり暮らしの方とか、日中ひとり暮らしの方を対象です。利用者の方に対してのお元気コールということで、1週間に1回程度しているそうで

す。社協の事務所またはボランティアさんの自宅で電話をしております。これについては、佐川町と社会福祉協議会が委託契約を結んでおりまして、利用者登録は今のところ13名、それと「お元気さん」の登録は9名ということで、まだ始まったばかりではないかとは思いますが。それぞれいろいろな傾聴サービスについてはされておるんですが、例えば佐川町の電話による傾聴サービス云々というようなことにつきましては、ニーズ調査等を含めて検討していければとは思いますが、今あるあったかふれあいセンター等の訪問事業についてもですね、希望者があればですね、そこへ訪問して話をするというようなこともできるかと思っておりますので、その点また検討していきたいと思っております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）ありがとうございます。結構あったかふれあいセンターとか、民生委員の方もお骨を折っていただいて、遠いところへ自分の車で、お弁当をつくって配って回っているのを見かけたことはありますが、中にはその制度に乗らない人もいますので、そういう方の掘り起こしといたしますか、ぜひ御検討できるものなら検討していただいて、一人でも救ってあげることが、あとの防犯とか病氣予防、安全管理、介護予防などにもつながっていくと思っておりますので、最初お試しからでも始めてみてはどうかと思っております。これについては、やっておることが結構多いので、これ以上お聞きいたしません。どうも長時間ありがとうございました。以上で、私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

議長（斎藤政広君）以上で、武智龍議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより午後1時まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）異議なしと認めます。それでは、午後1時まで休憩します。

休 憩 午前11時35分

再 開 午後 1時00分

議長（斎藤政広君）再開します。午前に引き続き一般質問を行います。7番、山橋正男議員の一般質問を許します。（「議長、訂正を」の声あり）

失礼しました。一般質問の前に、執行者から午前の答弁の中で若干の訂正があるそうですので、これを許します。片岡危機管理課長。

危機管理課長（片岡雅雄君）1件、訂正をお願いいたします。市原議員への答弁中、防災マップの件で、土砂災害警戒区域は県の調査が行えなく、指定

はないと私は申しました。この県の作成のマップにはまだ記載はされておられませんけども、27年5月26日付で、越知町大平と桐見川、地区名で申しますと栃ノ木でございますが、そこで土石流2カ所が指定され、県が26日付で告示をしております。越知町ではこれが初めての指定となっております。私の認識不足でございました。申しわけございません。お断りして、お詫びして訂正いたします。

議長（斎藤政広君） それでは、7番、山橋正男議員の一般質問を許します。7番、山橋正男議員。

7番（山橋正男君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。初めに、1番の道路行政でございます。町道鎌井田横畠線中、鎌井田大橋から鎌井田バス停までの町道は、道の両側から木などが覆いかぶさっている。路線バスや観光バス等の車体に傷がつくような状況であるが、除去できないか。課長の答弁をお願いします。

議長（斎藤政広君） 前田建設課長、答弁。

産業建設課長（前田桂蔵君） 7番、山橋議員に御答弁を申し上げます。御指摘の箇所を調査しましたところ、山手、路側両側からですね、雑木や草が成長し、車線上に覆いかぶさっている状況が確認されました。この状態では、バスなどの大型車両はよけながら走行しなければならない状況になっております。道路の維持管理にはシルバー人材センターと委託契約をしておりますが、現地は作業量的に二、三人でできる箇所ではございませんし、危険な箇所でもございますので、現在、土木業者に見積もりの提出を依頼しております。台風時には倒木の危険性もございますので、早急に対処してまいりたいと考えております。職員がですね現場に出向くときは、道路パトロールも兼ねておりまして現地のほうに向かうわけでございますが、この現地の場合幅員が広い関係で、目配り、気配りが働かなかったというふうに思われます。日ごろこういう面も意識した道路管理を行わなければならないと考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君） 7番、山橋議員。

7番（山橋正男君） 早速課長が、建設課の職員が見に行ってくださいまして、本当にありがとうございます。なかなか気がつかんような状態です。私も毎日通っておりますけど、また、企画課長さんも通っておりますけど、気がつかないような状態でございますけど。この件でございますけど、町道鎌井田横畠線だけでなく、このような状況の道路が非常に多いわけでございます。町道等の管理責任は町役場になっていると思いますが、道路ですね、このような状態で恐らく私もよくほかの町道、農道関係で言われますけど、覆いかぶさっちゃうがやけど、車で道路を通りゆとときに、まぎっちゃった場合は自分で切つてのけるとかそれはしますけど、それ以上覆いかぶさっているような状態ですわね。それを、町の

土地の所有の場合には、それは町のほうが勝手に切れますけど、民間の土地のときですね、これは一応まぎる場合は、恐らく車が通るときに木が覆いかぶさってまぎる場合は、自分で切つてのけたりしますけど、それ以外のときですわ、これはどのように今されているんです。

議長（斎藤政広君）前田建設課長、答弁。

産業建設課長（前田桂蔵君）御答弁申し上げます。本町は山間部の山合いの道が非常に多うございます。通行に支障が、倒れてきて通行に支障になっておるとか、草がまぎっておるとか、そういうところではですね、できるだけ早急にその場で切り除いたりもしておりますが、まず基本は、民地所有者の了解を得るとというのが1つの最初の基本でございますので、できるだけ所有者の方にですね、緊急性を要しない場合ですね、そういうときには所有者の了解を得て切っていくというふうな形でやっております。ただ、交通に支障が生じちゃうとかですね、そういう部分についてはもう直ちに除去するというふうなこともございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）恐らく、土地の所有者の場合、まぎっちゃったら恐らく土地の所有者が切らなければならないですけど、恐らくなかなかそれはちょっと無理よということの場合ですわね。それで、その状態、そのような状況で所有者の方が、町民でもええ、それから近辺の地区住民の方でも切ってくれて言うたら、もうそれは勝手にのけてもええということなんですかね。それと今、課長から答弁がございましたけど、これは町道路線の管理にシルバーで道路工夫さんがおられるわけでございますけど、各町道等にはほとんどその道路工夫さんがついてるんですか。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）御答弁申し上げます。町内の数路線についてはですね、路線を指定してですね、年間何日というふうな契約もしております。ただ、山間部とかですね、交通量の少ないような道路とか、全部に割り当ててやるとかなりの金額になりますので、年間ですね何日という規定をつくってですね、その要望があったようなところとか、そういうところに対処するようにしております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）それともう1点でございます。これは県道でございますけど、これちょうど明治地区から出来地までのところでございますけど、ここも同じように木の覆いかぶさっているような状態がございます。課長あの、県のほうにもまた連絡していただいて、これ相当大型バス等も通りますので、また連絡のほどよろしく願いいたします。

それでは、2番目でございますけど、町道鎌井田桑藪線で鎌井田起点（喫茶アユ前）から約200メートルに待避所がない。よけ違いのときは、個人宅の駐車場や庭で行っている状態である。道路周辺の住民から不満の声が上がっているが、待避所の設置を望むという質問でございます。ちょうど私もやりにくいところでございますけど、私の家の前でございまして、ちょうどこれから7月ごろですか、山椒をとりに来るわけでございます。そのときに、町外とか鎌井田以外の方がどんどんどん車が上がって、もう大変な状態、それで上で工事をやるときにも、あの近辺でちょうど待避所がないというので、仕事の関係者の方とか一般の方からよく言われているんです。何かこの近辺に待避所ができないかということでございます。課長も、ちょうど私が質問を出したその日に見てくれたわけでございますけど、待避所の場所等はどのように設置できないでしょうか。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）山橋議員に御答弁を申し上げます。御指摘の鎌井田本村の集落内は、道路幅員が狭い上に待避所もなく、農繁期とか、最近、近年は工事の量も増えてですね、工事車両の通行等かなり増加しております。そこに待避所がございませんので、皆さんには大変御不自由をおかけしております、周辺の皆さんの善意によりまして、民地のあいたところを使わせていただきましてよけ合いをしておるといふような状況になっております。現地を見ましてですね、待避所を設置しなければいけないということで現地を調査したんですが、旧鎌井田保育園の跡地、そこがですね一定の建物の裏から幅があると、構造物も入るのではないかというふうにも見てきておりますが、また、財産の管理課、総務課になると思います。それから、隣接地の境界のこととかですね、そういうことを協議しながら工法の検討を進めて、できるだけ早く設置できるように進めてまいりたいと考えております。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）この待避所の件でございますけれども、地区内からも私もなかなか言われて、どうしても待避所が待避所がって言われましたけど、やるところが全くなかったような状態でしたけど、あるところを回ってですが、あれは野老山のバイパスですかね、バイパスをやったときに外へ出ちゅうのをちょっと見たときに、あれを見たときには、あれぐらいの工法やったら、旧の保育園の後ろ側ですかね、あそこへあのようなものができるんじゃないのかと思うて私もこの質問を出したんです。それと、地区の人には最初から言われてたんです。待避所するやったらあそこが一番場所がええろうという話は聞いておりましたので、今後、財産等とかいろんな関係はございますけど、設置を望みますので、よ

ろしくお願いいたします。

それでは続きまして、3番の町道鎌井田桑藪線（町道鎌井田本線新設工事）についてでございますけど、これは明治の西地区の関係で、非常に新設道路が欲しいということで、副町長が課長のときですか、それから小田議員さんが課長のとき、その時分からずっと前へ進めてまいりましたが、なかなかできるような状態ではなかったんです。きのうというか、去年でしたかね、委託の設計の金額が載ってございましたけど、ちょっと何かで繰り越しになって今年に入るといっているので、この6月補正で委託料3,040万が計上されておるわけでございます。今年度でございますけども、この鎌井田本線です。鎌井田本線は、今年度は測量設計だけでございますか。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）御答弁を申し上げます。町道鎌井田桑藪線は、多くの集落をつなぐ明治地区の幹線道路でございます。ただ、周辺がですね、立地条件が急峻な山間地の地形であるため、ほとんど改良がされておらない状況でございます。昨年度に用地の測量設計委託業務を予算計上させていただいておりましたが、ルートを選定と用地関係者の了承を得るといふふうなところで遅れが生じたので、今回の補正で改めて予算を上げさせていただいておる状況でございます。工事請負費のほかにですね、予算計上しておりますのは立木補償がございます。予定地には植林が多数ございますので、そちらのほうの補償費と、続きまして用地の取得費を計上させていただいております。進捗の状況につきましては、今年度につきまして測量設計の進み具合によりますが、用地取得、立木補償等は繰り越しになる可能性もあると考えております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）この件につきまして、ちょっと副長にお聞きしたいわけでございますけど、これは立木補償、それから用地補償の関係でございます。地主の関係等があるわけでございます。今の前田課長さんは去年ですか、なられたばかりで、まだその状態っていいですかね、そういう状態は余りわからないかもわかりません。副長の場合はよく存じておりますので、ぜひ副長にも力をいただいて、ぜひぜひ御協力のほど願いたいと思いますが、御答弁をお願いします。

議長（斎藤政広君）國貞副町長、答弁。

副町長（國貞誠志君）山橋議員に御答弁申し上げます。議員おっしゃられましたとおり、この話はですね、私が当時の産業建設課の補佐をしておる

ときに、この路線を利用されます明治地区の区長さんの連名で要望書をいただいております、それから事業化に向けましてずっと取り組んでまいっております。その後、課長、副町長と私も立場は変わりましたが、現在もですね建設課と課長あるいは担当係長としっかりと連携をとりながら進めてきておるところでございます。先ほど課長からもありましたけども、今、土地の所有者の方からの承諾をいただいておりますけれども、今後、用地の価格等も含めてですね、あるいは補償費、そういったものの交渉が個別に出てまいります。その中ではですね、いろんな問題も起こってこようかと思っておりますけれども、現在のところ7年ほどで完了するという計画のもとに進んでおります。私も精いっぱい努力をしておりますので、また御協力よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

産業建設課長（前田桂蔵君）先ほどの私の答弁で言い間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。予算化をしておるのはどういうものかということですね、私のほうから工事請負費のほかにとということで答弁をいたしました。まことに申しわけございません。測量設計委託業務の間違いでございます。測量設計委託業務と用地取得費と立木補償費、この3つを今回予算計上させていただいております。また、工事につきましては、今の計画では28年度着手の7年間で竣工を目標に進めております。以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）この測量の設計でございますけど、これについては明治の西部の区長さんとか役員の方が相当足を運んで、市内へ行ったり、もうどんどん出て行って、本当にびっくりするぐらいやられているわけでございます。どうしても自分らが元気なうちにこの鎌井田バイパス、鎌井田本線をつくりたいという人が夢でございますので、今、課長から御答弁ございましたが、7年間ですか、来年以降ね、ぜひ完成を期待しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番目のマイナンバーについてでございます。今年10月からマイナンバーが本人に通知されると聞くが、一部の住民はわかりにくいと困惑している。詳しい説明を求めるという質問でございます。これちょうど開会日に、「いよいよマイナンバー制度が始まります。」というのをいただいて、ちょっと私も勉強させていただきました。なかなかわからんような状態でございますので、課長さんにとられましては、わかっている範囲内で結構でございます。ただ、対応が来年の1月ということでございますので、今の状態ですか、町民にお話を聞きますと、聞きますどころやない、ほとんどこれについては知らないような状態と思います。これで私もこの議会で質問をしたら8月には議会広報に出て、

一般の方も知るといので質問させていただきますので、課長、よろしくお願ひいたします。一応勉強したことだけを報告、しゃべらせていただきますが、国民全員に番号を割り当てるマイナンバー制度は、来年1月にスタートと聞く。今月中にも成立するであろうと言われている改正マイナンバー法により、預金口座にも番号が適用されると聞く。制度の認知度を知らない町民がたくさんいると思う。また、新聞報道等にありましたが、年金情報の流出問題で、国の情報管理体制に対する不満が大変強まっているわけでございます。ここで、質問をさせていただきます。再開日にこの政府広報ですか、「マイナンバー制度が始まります。」とのパンフをいただいたわけでございます。このパンフレットをもらった私たち議員の者は、制度実施等についてはこれを読めばわかりますが、一般の方は恐らくわからないと思います。まず最初に、このマイナンバー制度の制度実施の流れを聞きます。

議長（斎藤政広君）織田総務課長、答弁。

総務課長（織田誠君）山橋議員にお答え申し上げます。まず、マイナンバー制度とはということでございます。マイナンバーとは、平成27年10月から、住民票を有する全ての方に通知される一人一人異なる12桁の番号です。社会保障・税・災害対策の分野で効率的に情報を管理し、国や地方公共団体の複数の機関に存在する個人の情報が同一の情報であることを確認するために活用される番号でございます。さきにお渡ししました、議員の皆さんにお渡ししたパンフレット、これ300部町のほうに届きまして、6月1日に届いたんですが、300部でしたので全戸配布はちょっと無理でしたので、町としましては来月の広報おち7月号から随時連載してですね、このマイナンバー一遍に、情報量も多いですので、分割して掲載をして、周知に努めたいと思います。それで後、わかりやすいようなパンフレットとかチラシが出たら、またそれも広報とは別にまた流すようには考えております。全体的な流れですが、27年10月から住民票のある住所にですね随時その通知がされます。実際使うのは、28年の1月からその使用が始まります。あと、国の各機関とか地方公共団体等のマイナンバーの番号を使っての情報連携をするのは、国の機関は29年の1月以降、地方公共団体の機関はそれが入るのが29年の7月以降という予定となっております。それと、今の国会に出ております改正法の関係で、確かに口座につける、つけんという話は、年金機構の情報漏えい関係のあの案件でちょっと今、国会のほうではとまっている現状であります。そこはなかなか、国会の状況を見まして、どういうふうになるのか、まだわからない、遅れるかもしれませんし、その辺はわかりませんので、よろしくお願ひします。以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7 番（山橋正男君）これは、国会は延長なるというような話も聞き、また、今日の三面記事にも載っておりましたが、これは一体どうなるかわかりませんが、恐らく来年間違いなく、平成28年1月からこの制度は始まると思います。今回も補正で、開会のときに課長から説明がありましたが、マイナンバー制度の委託料等の金額も出ておりますので、始まるということで質問させていただきます。

それでは次に、この制度でございますけれども、本当にこれ、恐らく町民誰でも、国民誰でも思っております素朴な疑問ですけれども、マイナンバーとは、マイナンバーとの意味を御説明願います。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）お答えします。マイナンバーとは、個人番号のことです。この個人番号は、住民票のある方に必ず1人に1つつきます。これは、よっぽどのことがない限り一生変わらないものでございます。以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7 番（山橋正男君）マイナンバーは一生変わらんとということでございます。それでは、この制度ができ、私たち国民のメリットはマイナンバーとして何ですか、お答え願います。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）お答えします。マイナンバーの利点といたしましては、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平かつ公正な社会を実現する社会基盤であります。期待される効果としまして、大きく3つあります。まず1つ目、行政の手続が正確かつ迅速に。これは、国の行政機関や地方公共団体などでさまざまな情報の照会、転記、入力などに要している時間や労力が大幅に削減されます。複数の業務の間で連携が進み、手続が正確でスムーズになります。2点目、面倒な手続が簡単に。これは、添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、住民の負担が軽減します。行政機関が持っている自分の情報の確認や、行政機関からさまざまなサービスのお知らせを受け取ることも可能になります。3点目、給付金などの不正受給の防止。これは、所得や行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、負担を不当に逃れたり、給付を不正に受けたりすることを防止するほか、本当に困っている人にきめ細かな支援を行えるようになるということです。具体例としましては、例えば年金の給付の申請をするときに、年金事務所のほうに持っていくときに、市町村の役場から住民票なりとか課税証明書なりを1回とって行くわけですが、マイナンバー導入後にはもう直接年金事務所に行かれましてマイナンバーを提示すれば、情報連携の中でですね、その方の住所の情報とか所得の情

報とか、そういったものが確認できるということになりますので、添付書類も要りませんし、手前に役所へ行く手間も省けるというようなところでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）大変便利なようでございますけど、国民にカードが配布されますが、このカードとはどのようなものですか。身分証明書のようなものですか。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）お答えします。番号のカードについてということですが、まずマイナンバーには2種類のカードがあります。まず、通知カードです。まず、通知カード。このカードは、住民票を有する全ての方に、住民票の住所宛てに簡易書留で今年の10月以降通知されます。そのカードにはマイナンバー、12桁の番号、氏名、住所、性別、生年月日が記載された紙製のカードが予定されます。このカード何のためのものかといいますと、マイナンバーの確認に使うためのものです。結論からいいますと、この通知カードは身分証明書には使えません。次に、個人番号カードというものがあります。このカードは申請により交付されます。ただ、現時点では取得は自由ということになっております。国のほうは、精いっぱいこれを取得していただきたいという考えはもちろん持っております。このカードですが、ICチップのついたカードが予定されております。キャッシュカードとかにちょっと金色のかくいのがちょっとあるようなあいうカードですけれども、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真で、裏面にマイナンバーが記載される予定です。このカードは、本人確認のための身分証明書として使用できます。この個人番号カードの申請関係書類は、その通知カードが送られてきたときに入っております。そこへ、申請書類に必要な手続をされて送りましたら、28年1月に間に合うように通知カードの交付を、実際個人番号カードの交付は、役場のほうに送ってきまして、役場のほうは本人確認をきちっとしまして交付するという手続になっております。この個人番号カードの交付手数料は無料でございます。カードについての説明は以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）この個人番号カードでございますけど、1つ聞きたいんですけど、これ個人番号カードですね、自分が持っているわけですけども、落とすということもありますよね。それを使われた場合ですよね。これは防止方法なんて、落とした場合にですね、これは免許証なんか落

としたりいろいろしますけど、これの防止方法なんてあるんですか。まだ入っていないかな。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） お答えします。とても大事なカードですので、当然紛失等にも対応できるようにはなります。まず、顔写真が入っておりますので、他人がそれを使ってですね、ほかへ持っていってもですね、そこはなんぼ番号がわかっておってもですね、そこは本人確認のほうでの入り口ではじかれるものです。それから、実際交付をするときには、その方に暗証番号というものを入れるようなシステムに、仕組みになっております。実際交付のときには本人確認をきちっとして、その暗証番号も登録して交付をするという手続の手順になっておりますので、そういったところは、免許証とかそういったものと同じようにきちんと、拾われた方が勝手にその人に成り済まして使えるようになるようなものではないです。以上でございます。

議長（斎藤政広君） 7番、山橋議員。

7番（山橋正男君） もう一つお聞きしますが、将来的には民間のサービスですが、銀行へ行くときにこの個人番号カードを持っていたら、本人の確認というので預金が引き出せるとか、そういうこともできるんですか。それともう1点でございますけど、病院へ行ったときに保険証がわりにも使用できるようになるんですか。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） お答えします。今現在のこの番号法の関係では、社会保障・税と災害の分野というふうに限定されております。いろんな国の報道等を見ても、将来的には保険証として、それから免許証として、パスポートとしてといったものを全て1つにまとめてという方向性は私も感じております。ただ、それがいつ、どの時点でというところまではわかりませんが、国もこのマイナンバーというものを、これからの国民のそういった部分での情報管理というか、そこら辺のための普及を狙っておりますので、さまざまな利便性の高いものが入ってくる可能性は十分あると感じております。以上でございます。

議長（斎藤政広君） 7番、山橋議員。

7番（山橋正男君） 今回ですけど、年金情報流出問題で、やっぱり心配するのは成り済ましですね。成り済まし、流出した後ですが、今回も社会問題になっておりますけど、年金のそれが情報漏れしたときに、成り済ましの防止対策ですかね、やっぱりこれが一番心配ですけど、これはど

のような対策を国のほうはとってるんですか。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） お答えします。成り済ましも含めまして、マイナンバーということは安心で安全なのかという御質問だと思います。確かに、日本年金機構の不正アクセス事件による情報漏えい事件もありまして、個人情報外部に漏れるのではないかと、それから他人のマイナンバーで成り済ましが起こるのではないかと、そういった懸念の声もあります。マイナンバーを安心・安全に利用いただくために今、国のほうでは制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じております。制度面の保護措置としましては、マイナンバーを用いた手続では厳格な本人確認の義務づけ、法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管は禁止されています。また、特定個人情報保護委員会という第三者機関におきまして、マイナンバーが適切に管理しているか、監視監督をするということです。さらに、法律に違反した場合の罰則も従来より重くなっております。システム面の保護措置としましては、個人情報を一元管理せず、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署というように分散して管理されます。当然、地方公共団体の情報は地方公共団体ということで、その行政機関の間での情報のやりとりをするときも、ナンバーを直接使わず、システムにアクセスできる人を制限して、それから通信する場合は暗号化をして行きます。当然、これから職員のほうもですね、そういったシステムにアクセスをするときには、そういった記録が残るようなことにもなっていくはずで、国のほうもいろんな多方面のことで、セキュリティー面はかなり心配されるようになりますので、これからも力を入れていくはずで、以上でございます。

議長（斎藤政広君） 7番、山橋議員。

7番（山橋正男君） 課長、最初の答弁でございますけど、町民等にはまだ知らせてないということでございます。これも7月から広報等で知らすということでございますけど。まず1点、私もう一回お聞きをしたいんですけど、平成27年10月に通知書が行きますわね。これは、ここに住民票がある個人の御家庭に郵送されるということですか。

議長（斎藤政広君） 織田総務課長。

総務課長（織田誠君） お答え申し上げます。この10月から始まります通知カードは、直接住民票のある住所に送られます。簡易書留で送られます。以上です。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）それで、その後ですね、今、個人番号、ナンバーですが、これは個人の人が自分のマイナンバーが欲しいという人に個人のマイナンバーを出すわけでございますか。1つの家庭に送ってくるんでしょう、まず最初10月にね。（「個人個人」の声あり）あ、個人個人に送ってくるんですか。それはその後、その個人が自分が個人の番号が欲しいということは、何課に通知したらいいんです。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）まず、必ずその世帯に4人おりましたら4つ、その個人宛てに住民票のある住所宛てに番号のついた通知カードが送ってきます。当然、個人には番号が、例えば4人家族でしたら4つの番号があります。それは通知カードで、もう番号はそこではっきり、自分の番号が何番なのかというのはそこではっきりします。その後、個人、顔写真入りのICチップの入ったカードを要求するためには申請が必要ということになります。以上です。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）私も初めてでございます、このマイナンバーというのは個人情報が出たから、私もこれかと思つて質問をしたわけですが、わからんような質問でまこと申しわけないわけでございますけど。

それでは、次でございますけど、このマイナンバーでございます。課長からも開会のときに、議案説明のときに、マイナンバーで国庫補助金、歳入ですね、714万4,000円、それで歳出が委託料の926万7,000円と交付金の214万2,000円、歳出が1,140万9,000円でございます。この差額でございますけど、国のやることで、それを町が下請でやるということでございますけど、これの交付ですかね、減額でございますが約420万ぐらいになると思いますが、これは交付金で返ってきますか。

議長（斎藤政広君）山橋議員、議案質疑とある程度区別をしてやっていただきたい。

7番（山橋正男君）いや、議案質疑でできんから、私これ一般質問を兼ねてやりゆうつもりやけん。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）お答え申し上げます。このマイナンバーのシステム改修に係る経費と国庫補助金の関係でございますが、国のほうは昨年度から起こっています住民基本台帳システムとか税関係のシステム、そういったものを基本的に人口別でシステムのタイプ別、越知町がどうい

システムを今使っているとか、そういうようなもので上限を決めてきております。国の要綱では100%とか、そういうような書き方しておりますけど、上限以上の見積もりというか、支出経費があるものにつきましては、そこから先はもう全部一般財源でということになっております。その辺は、昨年度から県、それから町村会、いろんなところを通じて国のほうへも要望してまいってきております。今年の今、社会保障のシステムに関しましても、実際事業費の上限を設定されております。それで、なおかつ、国民年金は補助対象事業費の100%が補助金となりますが、その他の当町でいいますと児童福祉、それから国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、健康管理のシステム改修をこの補正予算の改修費として上げておりますが、これにつきましては対象事業費の3分の2が補助金ということになっております。そういったもろもろの補助金の率のこと、それからどうしてもその事業費とか補助金の枠を決められてるというようなことで、一般財源を持ち出さないといけないというのが現状でございます。以上です。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）ありがとうございました。それでは次に、人口対策についての質問でございます。本町の総人口は、平成32年（2020年）で5,524人となることが予測されている。前町長は目標人口6,000人と設定していたが、町長の考えはという質問でございますけど、初めに、この問題に入る前に、1つ町長に聞きますけど、過去5年間ですね、自然減、社会減があればでございますけど、資料がございましたら御答弁願いたいと思います。平成22年、23年、24年、25、26年、5カ年の年度の出生人口と死亡人口ですね。そのあの、自然減になると思いますが、それを御答弁願えますか。町長、あの、あれやったら課長さんにはお話を、この件については話をしておりましたけど、資料ありますか。（「ちょっとその件ではないんですけど」の声あり）課長。

議長（斎藤政広君）西川住民課長。（「出生の自然減というのは、合計を言うてください」の声あり）

住民課長（西川光一君）山橋議員にお答えします。出生、死亡、これ自然増減といいます。それと、転入・転出、社会増減（「それはまた後から、いっぺんにいわれたらわからなくなるから」の声あり）そうですか、わかりました。出生・死亡で自然増減になります。22年度3月末ですが（「ちょっと、人口と私言うてますが、出生人口とそれから死亡人口ですね、年度別」の声あり）はい。平成22年度、出生が37名、それと死亡が123名です。自然増がマイナスの89名。23年度、出生が31名、死亡がマイナスの117名、ごめんなさい、死亡が117名、すいません。それと自然増減が86人の減です。24年度、出生が25人、死亡が116人、自然増減がマイナスの91名。25年度ですが、出

生が33名、死亡が123名、自然増減がマイナス90名。26年度、出生が18人、死亡が129人、自然増減がマイナスの111名。以上です。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）過去5年間で、自然減が合計何名になりますか。それとその答えと、それから次に社会減、転入・転出の件を、過去5年間をさかのぼって、過去5年間お願いします。まず最初、自然減の合計。

議長（斎藤政広君）西川住民課長。

住民課長（西川光一君）まずは自然減の合計ですが、マイナスの467名になります。それと、転入・転出の社会増減ですが、22年度がマイナスの80名、23年度が、あ、転入・転出も言いますか、合計でいいですか。（「いや、転入・転出も入れて」の声あり）あ、ごめんなさい、すみません。22年度が転入が132名、転出が212名、社会増減がマイナスの80。23年度は転入が150、転出が170、社会増減がマイナスの20。24年度が転入が166人、転出が179、社会増減がマイナス13人です。25年度が転入が149、転出が194、社会増減がマイナス45。26年度が転入が142、転出が152、社会増減がマイナス10でございます。以上でございます。（「計168やな」の声あり）すみません、合計抜かってました。168です。すみません。以上でございます。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）ここで、町長に答弁を願いたいわけでございますけど、今、課長から御報告がございましたが、この5カ年で自然減が467、それから社会減が168で、合計が535ですかね、5カ年で。ということでございますけど、この、前町長が設定、目標ですからね、あくまでも。平成32年で5,524人を、目標6,000人という目標にしておるわけです。あくまでも目標でございますけど、今のこの過去5年間を見て、自然減、それから社会減を合わせて635名という減少でございますけど、これは目標達成はできますか、町長。

議長（斎藤政広君）小田町長、答弁。

町長（小田保行君）山橋議員にお答え申し上げます。平成32年に6,000人目標値、現時点でも6,053人です、6月1日現在で。これを先ほどの5年間の数字で、年間自然・社会減が120人ぐらい減る状況の中で、現実的な数字としてですね、この目標値を達成するという事は、非常に不可能に近いとは思っております。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）町長、そこで質問でございますけど、過去5年で635名も減少ということでございますけど、これを少なくするためですね。恐らく、どこの市町村も同じようなことをやっているということは、移住者の関係等が出てくるわけでございます。開会のときに町長が所信の説明をしてくれたわけでございますけど、今年ですか、5月、6月で移住者が大変増えてるということございまして、非常に明るい展望が見えてきたみたいな感じはいたします。町長、町長のお考えでございますけど、この人口減を歯どめするにはどのような方法がええか、お聞かせ願いたいです。どのような考えを持っているかを。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）御答弁申し上げます。その前にですね1つ、今、まち・ひと・しごと創生本部からですねデータの提供があります。ビッグデータといいまして、地域経済分析システム（RESAS）というのですが、これで人口推計をちょっと私も企画課に言うて出してもろうたんですが、一応それは平成25年3月の時点の国立社会保障・人口問題研究所というところが出す、うちも人口推計はこれをもとにしています。それでいきますとですね、平成27年度、本年度ですね、本町の人口は5,851人というデータが出されてます。あくまでも、平成25年3月の先ほどの研究所のデータをもとにです。それとですね、この推計の出し方が、精度はどうかということとは別としまして、今6,053という数字がありますので、幾分かはそういったデータの出し方よりはましなのかなというふうには思っております。ただ、それにつけても、今後どのようにしていくかということでございますが、自然減と社会減を別々に捉える必要があると思っております。自然減につきましては、これはあくまでも出生率が低いので、これはなかなか死亡に追いつくということは、これも難しいと思っておりますが、ただ、中長期的な目を見たときには、出生率もやはり上げていく必要は絶対あると思っております。ですので、政策的にはどうしても子どもを産み育てやすい環境整備というものは、今後5年間はきっちりやった上でですね、10年後というものを見据えてやらにゃいかんと思っております。それと、社会減の対策はですね、やはり転入者をふやすということが一番だとは思っております。ただ、ことしの春先は学生さんも出ましたけども、逆にフォレストタウンの効果もあったかもしれませんが、若干増えています、数字的には。4月末でいきますと、社会増減では24人増えております、4月はですね。5月末は1名減です。あ、ごめんなさい。自然増減、社会増減含めてです。（「合計でね」の声あり）はい。合計で4月、5月で23名増えております。ということは、そういうふうに入ってもらおうということを地道にやっていく必要はあると思っております。ただし、住宅を建てたから即とい

うことだけでもですね、これもなかなか、じゃあ住宅政策ばかりやったらええのかということでもありませんので、そこで今回の総合戦略の中にも入れていけないと思いますけども、やはり人口構成をどう捉えるかということが大事だと思っておりますので、自然減対策をしながらですね、社会増減の中での転入、それと転出者も学生さんだけではないですので、やはりそこら辺のどういう方が出ゆのか、仕事がこっちにあったりまた来ちゃって、また転勤で帰ったという人もおると思います。そこら辺のきちんとした分析もせないかんと思っておりますけども、そういう意味では、雇用の場をつくるということ、それから住宅政策では、すぐに大きな住宅をつくるということも難しいですが、空き家対策ですね。そこをきっちりやっていった上で、雇用と住まいというところをあわせてやっていきたいと、考え方としてはそのように考えております。以上です。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）恐らく、今も明るい、何ていうかね、人口増で27年度の4月、5月で23名の増ということで、大変明るいような光も見えてきたような状態でございますけど、恐らく、私思うけど、企業誘致というのは、これはもう到底今の状態で私、無理と思います。それと、何か報道関係でですか、東京の大都市圏の老人を田舎のほうにとというて、これ大々的に新聞に載りまして、それが高知市ですか、高知県ですが、それが載ったときに、私個人の考えでございますけど、これは人口増になるよ越知町とは、自分は考えたわけでございます。ただ、ちょっと頭のある賢い人に言わせたら、それはいかん、いかん、もう医療費が負担が多過ぎて、人口が増えた分は何とかならんから、それはやめちよつたほうがええわよというようなことを言われておりますけど、これから、今まで私らの年代ですね、団塊の世代でございますけど、もうこの連中が退職して、どんどんどんどん増えてくるわけでございます。恐らく、この退職の年代の団塊世代は、年金でも相当ええ年金をもらっているんじゃないかとは自分は思いますが、捨てたもんじゃないと私は思いますよ、お年寄よっていうて。これは越知町、私いつでも言ってますけど、これぐらい医療が整っているところはないと思います。やっぱり、そういうことも考えてみてはどうかと思いますけど、町長、どうですかね。

議長（斎藤政広君）小田町長。

町長（小田保行君）山橋議員に御答弁申し上げます。元気な高齢者についてはですね、差別的なことになってはいけませんが、今、にわかにも増田さんが言われたことですね、報道されておりますけども、どうも施設を利用している方についての話が出ておるようで、そうしますと、

介護保険を利用する施設、越知町にもあります。そうしますと、自治体の負担も増えるわけです。ただ、転入する前のところが保険料を払う制度もまだあります。それは1年ぐらいしかないんですけども、そういう特別な手当があればですね、そういう施設に入る方も、受け入れる町としたらですね町の負担は少なくて済むのかもしれませんが、どうも、じゃあ都市部の東京都なり大都市がオーケーそうしましようということにはならんと、こればかりはならんとと思います。しかし、安心して住めるという意味では、私もたびたび議会でお話しさせていただきましたけど、医療機関があるとか、ちょっとしたときにかかることができるということ言えば、越知町はまさに恵まれておると思います。シニア世代です。現役を退いて一定年金があるとか、また別に手に職のある方もいらっしゃいます。移住相談で東京とかに行ったときに、そういう年齢の方も来られるようです。元気でですね生活にも困らないという方に来ていただけるということは、これはまさにですね、当然人口が増えますのでいいことだと思います。一方で、前段言いました今の都市部の施設に入っている方が地方にということにつきましては、恵まれすぎちゃう越知町からすると、今、介護保険にしても、それから国保保険料にしてもなかなか厳しい状況がありますので、そちらのほうはですね大歓迎というわけにはいかないと思っております。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）開会日のときですかね、町長が行政報告の中で移住者関係でございますけど、14年度が39組58人で、県外が20組の29名ですか。県内市町村では高知、黒潮町に次いで3番目に多い人数ということでございますけど、越知のよさということでございますけど、これは職員の努力もあるかもわかりませんが、この県内の3番目の移住者人口増というのはどういう関係か、わかりますかね。（「ちょっと小休お願いします」の声あり）

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 2時07分

再開 午後 2時09分

議長（斎藤政広君）再開します。7番、山橋議員。

7 番（山橋正男君）わからん質問の内容で、マイナンバーなんていったって全くわからずに、課長に迷惑かけたかもわかりません。人口についても、町長、やっぱり住みやすい越知町ということは誰もがわかっているのです。職員と力を合わせて人口増を望んでおります。以上をもちまして一般質問を終わります。（拍手）

議長（斎藤政広君）以上で、山橋正男議員の一般質問を終わります。

お諮りします。これより2時30分まで休憩したいと思います。御異議ありませんか。（「異議なし。」の声あり）2時半まで休憩します。

休 憩 午後 2時09分

再 開 午後 2時30分

議 案 質 疑

議長（斎藤政広君）再開します。日程第2 議案質疑を行います。報告第3号から第4号、議案第41号から第51号までの13件を一括して質疑を行います。質疑はありますか。3番、市原議員。

3 番（市原静子君）5からの第1項、一補事12ページになりますけれども、一番上です、19の区分ですが、集落営農・拠点ビジネス支援事業補助金に647万4千円とでておりますけれども、これはどのような事業なんでしょうか。ちょっと御説明をお願いします。

議長（斎藤政広君）高橋産業課長。

産業課長（高橋昌彦君）市原議員にお答え申し上げます。この補助金につきましては、集落営農のための共同利用機械、施設への補助金でございます。地区が柴尾地区、参加農家戸数が4軒、約4ヘクタールの水田を栽培するための共同利用機械となっております。内訳としましては2条刈りのコンバイン1台、それから保管用の倉庫1棟ということになっております。なお、この補助金につきましては、県のほうの補助金が2分の1で431万6千円、それに4分の1町費を継ぎ足しまして647万4千円という内訳になっております。以上です。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

1 番（小 田 範 博 君）議案第41号でございますが、非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてお聞きをいたします。学校の給食共同調理場運営委員会を新たに設けることにしておりますけれども、こういった内容が協議をされるのか、また組織の構成人員はどのように考えておられるのかをお聞きをいたします。

議 長（斎 藤 政 広 君）上田教育次長。

教育次長（上田 和浩 君）お答えします。共同調理場の適正かつ円滑な運営をはかるため、教育委員会の諮問に応じ、重要事項について審議し調査研究するものです。共同調理場の運営事項を決めるにあたって、運営委員会に諮らなければならない事項が出てきた場合に運営委員会を開催しようと考えております。構成人員の予定ですが、越知小学校長、越知中学校校長、幼稚園長、それと3校1園の保護者会会長、あと学識経験者を若干名委嘱しまして全部で8名前後を運営委員とする予定でおります。以上です。

議 長（斎 藤 政 広 君）6番、岡林議員。

6 番（岡 林 学 君）27年度一般会計補正予算、一補事10ページをお願いをいたします。一補事10ページ、民生費でございます。ここの老人福祉のところ、地域ハイヤーチケット事業というのが今回補正をされております。3月にもこの事業について私は質問もいたしました、早々にまた6月の議会での補正があがってきておりますが、これはですね、当初の予算での、その券の発行等について今の現状はどれくらいのチケットが出ておるのか、それをお聞きをいたします。

議 長（斎 藤 政 広 君）西川住民課長。

住民課長（西川 光一 君）ご答弁申し上げます。27年度の現状の配付状況でございますが、6月15日現在配付人数459名、枚数として5,508枚でございます。以上です。

議 長（斎 藤 政 広 君）6番、岡林議員。

6 番（岡 林 学 君）そしたら今回のこの補正でですね、合計何枚の券を発行する予定ですか。

議 長（斎 藤 政 広 君）西川住民課長。

住民課長（西川 光一 君）お答えします。615名が対象となっております、24枚を掛けますと、1万4,760枚となっております。以上です。

議 長（斎 藤 政 広 君）たくさん付箋も付けてると思いますので、ぜひ質問をしてください。1番、小田議員。

1 番（小田 範博 君）一補事8ページでございますが、2款1項1目11節の食糧費についてお聞きをしたいと思います。新たな何かの事業に伴う出費であれば理解をできるわけでございますが、単に食糧費のみの上程となっております。従来、食糧費のみの補正はしないとの方針であったと記憶しておるわけでございますが、今回の1万円はどういった事業のために計上されたものかお聞きをいたします。

議長（斎藤 政広 君）織田総務課長

総務課長（織田 誠 君）はい、お答えします。確かに食糧費というものは当然当初予算で計上して、特に補正、よっぽどのことがない限り補正対応ということではなかったというふうなものでございます。この1万円につきましては、来客用のジュースとしまして、ふるさと納税の関係で、うちの今ふるさと納税、2月から新たにホームページ等も変えてかなりの寄付の件数、金額があがってきております。そのPRの一環としまして来庁される方に、県外等の方にですね、こういう物もふるさと納税でやっていますということで岡林農園のほうのジュースを購入しましてだしたということで、当初予算の中ではその分は計上しておりませんで、この夏時期にですね、丁度ゆずとか文旦、それから小夏のジュースをですね、来た方にですね飲んでいただいて、これふるさと納税でうちのほうもやっておりますということで、ちょっと異例なところはございますけど、一応PRの一環としまして計上させていただいております。以上でございます。

議長（斎藤 政広 君）2番、武智議員。

2 番（武智 龍 君）関連しているので二つページがあります。一補事9ページと一補事11ページですが、3の1の1の19臨時福祉給付金、それから一補事11ページの児童福祉費の19の臨時給付金、これの両方の単価と人数を。

議長（斎藤 政広 君）西川住民課長。

住民課長（西川 光一 君）まずですね、臨時福祉給付金事業につきましては単価は、支給対象者1人につき6千円でございます。人数につきましては1,994名予定となっております。1,994名です。子育ての給付金ですね、子育ての給付金につきましては児童対象あたり1人、3千円となっております。人数につきましては560名が対象となっております。以上です。

議長（斎藤 政広 君）2番、武智議員。

2 番（武智 龍 君）もう一つ、一般質問と関連やきお聞きしますが、一補事16の土木費の住宅修繕料、50万となっておりますが、どこの住宅を修理するわけですか。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）はい、お答えします。この補正の50万につきましては、当初計上が修繕料が150万ありまして、小舟住宅の修繕にもうすでに50万は支払い済みであります。それから、まだ修繕を行うようなところが小舟住宅で90万近く見積り見込みがあります。それで当初予算の分が殆どなくなる状態になりますので、特にここというわけではございませんけど、小舟住宅がいろいろ水漏れとか修繕が多ございますので、そういったところに今後に対応できるように50万補正させていただくものでございます。以上です。

議長（斎藤政広君）1番、小田議員。

- 1番（小田範博君）一補事の16ページでございますが、7款2項3目17節、公有財産の購入費でございますが、2,840万円、先ほど山橋議員の質問の中でだいたいの場所は分かったわけですが、どの路線に伴うものか、また平米あたりの単価、分かっておれば関係者の人数と併せてお聞きをいたします。

議長（斎藤政広君）前田建設課長。

建設課長（前田桂蔵君）お答えします。公有財産購入費、用地費でございますが町道筏津支線用の用地、また町道鎌井田本線の用地でございます。単価的には今まだ確定をしておりますが、通常の周辺のですね、過去の実績で現在予算化をさしてもろうてます。今その単価がですね、ちょっと後でお答えします。

- 1番（小田範博君）2カ所になったきもうえいで、関係者たぶん増えるき。1カ所と思ひよったき。

議長（斎藤政広君）6番、岡林議員。

- 6番（岡林学君）はい、27年の補正予算のですね教育費、一補事19ページをお願いいたします。教育費、一補事19ページ、このですね、18備品の購入費、339万4千円ございます。共同調理場用備品一式とありますが、ちょっと最初あったかと思いますが、ちょっとどういふふうな備品をここで補正でですね、せないかんのか、必要な備品であればですね当初の計画にですね、入ってくると思うんですが、どうして今ここが備品で補正があがってきたのか、備品と内容をお願いいたします。

議長（斎藤政広君）上田教育次長。

教育次長（上田和浩君）はい、お答えします。当初予算で共同調理場の備品といいますか、計上しておりましたのは幼稚園の配送用の車、今ここにす

いません計上したのは、小学校、中学校で使う食缶、食缶といいますとご飯を入れたり、おかずを入れたり、それとフルーツものを入れたりする食缶ですが、それは以前も利用できるものは利用するというものであったんですが、今、小学校、中学校で使っている食缶等は全部古くなってまして、蓋もこうガシッとなかなか閉まらない状態で、それと物の経年変化によりまして、ちょっと若干こう塗装とかも剥げてきておりますので新調するものです。それと幼稚園分はまったく新しくなりますので、その分が入っております。あとですね、この共同調理場は各区画ごとに調理用品がいるようになっておりまして、今まで小学校中学校は一つの区画で作っておりましたが、それぞれいろんな所、部署でそれぞれの専用品がいるということになっておりまして、秤とかそれと、主に秤物ですね、その備品としては高額なものは、それを計上させていただいております。以上です。

議長（斎藤政広君）2番、武智議員。

2番（武智龍君）専決第8号、ちょっと聞き漏らしたかもしれんので、確認ですが、この増が87万1,560円増えた理由が既設建物の基礎を撤去すると、こういう説明があったと記憶しておりますが、既設建物は初めからあることが分かってるのに、後から撤去せないかんということが分かったということですかね。そのどういう訳でこうなったか。分かっちゃったら初めからその予算の中へ入れておくべきやったが、コース、なんかその運ぶコースが変わったとか、なんかその原因かね、これ。

議長（斎藤政広君）上田教育次長。

教育次長（上田和浩君）はい、すいませんその、何故最初から建築物があったのに、撤去することは分かっているのにこれが追加になったかということですが、私が聞いている範囲では最初は産業廃棄物がないという見込みで設計をしたということですが、それがあったということで既存建築物の基礎等の撤去及び処理が追加になったと聞いております。以上です。

議長（斎藤政広君）休憩します。

休憩 午後 2時48分

再開 午後 2時49分

議長（斎藤政広君）再開します。2番、武智議員。

2番（武智龍君）その産業廃棄物というものがその最初から見えざったと、コンクリートの基礎ならどればああるかぐらい調査をして、見積りを取ってやってると思いますが、ちょっとこのこういう非常に町民から聞かれるわけですよ、いつも工事が増加になるがどうということかと、答えようがないので、ちゃんときちつとやっちょかんと、お聞きしちょかんといかんのですね。ぜひもう1回正常に戻してやってください。

議長（斎藤政広君）今言うたことを言うてもろうたらえい。上田教育次長。

教育次長（上田和浩君）はい、お答えします。従来からあったトイレ、倉庫の所に地中に埋まった産業廃棄物、瓦等が当初では見込んでいなくて、その分の廃棄が必要になったということで追加をいたしました。以上です。

議長（斎藤政広君）7番、山橋議員。

7番（山橋正男君）議案第42号、学校給食費の負担についてお聞きします。これは共同給食の関係でございますから、幼稚園、それから小学校、中学校ですね、これ給食費は同一金額ではないと思いますが、どのようになるんですか。

議長（斎藤政広君）上田教育次長。

教育次長（上田和浩君）お答えします。給食費ですが、まだ確定はしておりませんが、予定として小学校は一食270円、これは現行と同じでいこうと思っております。中学校は300円、これも今の現状と同じでいこうと思っております。幼稚園はいろいろ試算しておりますが、250円でいこうという予定にしております。以上です。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。9番、西川議員。

9番（西川晃君）事項別明細書で一補事8ページ、19節の防犯灯設置費補助金、10万円とありますが、これはどの辺に付けるのか説明をお願いします。

議長（斎藤政広君）織田総務課長。

総務課長（織田誠君）はい、お答えします。防犯灯の補助金、既決が10万ございまして現在9万5千円をもう補助で実施しております。今後も要望等出てくるということも考えておりますので、それに対応できるように補正をさせていただくものでございます。特に今すぐあそこというものではございません。以上です。

議長（斎藤政広君）他に質疑はありませんか。なければ声を出していただいたら進みやすいですが。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討 論・採 決

議長（斎藤政広君）日程第3 討論・採決を行います。

議案第41号 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第42号 越知町学校給食費負担金徴収条例の制定について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第43号 越知町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第44号 平成27年度越知町一般会計補正予算について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第45号 平成27年度越知町簡易水道事業特別会計補正予算について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第46号 平成27年度越知町水道事業会計補正予算について、討論はありませんか。（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって、本案は可決されました。

議案第47号 平成27年度越知町下水道事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）。

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第48号 平成27年度越知町国民健康保険事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第49号 平成27年度越知町横倉山自然の森博物館事業特別会計補正予算について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第50号 町道の路線の認定について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

議案第51号 町道の路線の変更について討論はありませんか。（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。討論を終結します。採決を行います。本案について原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。挙手全員です。よって本案は可決されました。

以上で本定例会に執行部から上程された議案は全て終了しました。町長から一言お願いします。町長、小田保行君。

町 長（小 田 保 行 君）今議会におきましては、慎重なご審議をいただきましてありがとうございます。また、貴重な提案もいただきました。またこれからの町行政に活かしてまいりたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

議長（斎藤政広君）お諮りします。これより3時15分まで休憩したいと思います。ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。それでは休憩します。

休憩 午後 2時59分

再開 午後 3時15分

議員発議

議長（斎藤政広君）日程第4 発議第8号 地方財政の充実・強化を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、7番、山橋正男議員から案を
そなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので、省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第5 発議第9号 「先生のいない教室」・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める
意見書の議案がお手元に配付のとおり、9番、西川晃議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を
議題とします。

提出者への説明は、案を配付しておりますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました

日程第6 発議第10号 特別支援学校の「設置基準」策定を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、3番、市原静子議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者への説明は、案を配付していますので省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第7 発議第11号 国の教育予算を増やして「高校無償化」を復活し、給付制奨学金の確立を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、2番、武智龍議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付していますので、省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第8 発議第12号 「大学生への給付制奨学金創設」を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、10番、寺村晃幸議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので、省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました。

日程第9 発議第13号 「国の責任による35人以下学級の前進」を求める意見書の議案がお手元に配付のとおり、9番、西川晃議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので、省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました

日程第10 発議第14号 越知町会議規則一部を改正する規則の議案がお手元に配付のとおり、3番、市原静子議員から案をそなえ、所定の賛成者とともに連署して、提出されておりますので、本案を議題とします。

提出者の説明は、案を配付しておりますので、省略することにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。提出者の説明は省略します。これより質疑に入ります。

提出者に対する質疑はありませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。質疑を終結します。

討論はありませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。討論を終結します。

採決を行います。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を願います。

挙手全員です。よって本案は可決されました

議 員 派 遣

議 長（斎 藤 政 広 君）日程第 1 1 議員派遣を議題とします。

議員派遣は、配付しました議員派遣計画表のとおりにすることに、ご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。よって、議員派遣は、配付のとおりと決定しました。

委員会の閉会中の継続調査

議 長（斎 藤 政 広 君）日程第 1 2 委員会の閉会中の継続審査を議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長より会議規則第 7 5 条の規定によりお手元に配付のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。
各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。（「異議なし」の声あり）
異議なしと認めます。したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（斎 藤 政 広 君）以上をもちまして、本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これにて平成 2 7 年第 3 回越知町議会定例会を閉会します。どうもご苦労さまでした。

閉 会 午後 3 時 2 2 分

上記の会議録の次第は議会事務局職員に記載したもので、その正確であることを証明するためにここに署名する。

越知町議会議長

越知町議会議員

越知町議会議員